

# 稲沢市公共施設等総合管理計画

2017(平成 29)年3月策定

2022(令和4)年3月改訂

稲 沢 市



# 目次

<b>第1章 計画の背景と目的等</b> .....	<b>1</b>
1. 国の動向 .....	1
2. 計画の目的.....	1
3. これまでの市の取組み.....	2
4. 計画の位置付け .....	3
5. 対象とする公共施設等.....	3
(1) 公共施設 .....	3
(2) インフラ資産.....	3
<b>第2章 人口の見通し及び財政の状況</b> .....	<b>4</b>
1. 人口の見通し.....	4
2. 財政の状況.....	5
(1) 歳入決算額の推移（普通会計） .....	5
(2) 歳出決算額の推移（普通会計） .....	5
(3) 施設関連経費の推移 .....	6
(4) 今後の財政の見通し（普通会計） .....	7
<b>第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識</b> .....	<b>8</b>
1. 公共施設の現状 .....	8
(1) 普通会計の公共施設の保有状況.....	8
(2) 企業会計の公共施設の保有状況.....	15
2. インフラ資産の現状 .....	16
3. 保有資産の状況 .....	17
(1) 過去に行った対策の実績 .....	17
(2) 施設保有量の推移 .....	18
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	18
4. 従来方式による公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み .....	19
(1) 公共施設に係る将来の更新費用の推計.....	19
(2) インフラ資産に係る将来の更新費用の推計 .....	21
(3) 試算結果 .....	25
5. 長寿命化による公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み.....	26
(1) 公共施設に係る将来の更新費用の推計.....	26
(2) インフラ資産に係る将来の更新費用の推計 .....	27
(3) 試算結果 .....	30
6. 現状や課題に関する基本認識.....	31
(1) 施設の老朽化への対応 .....	31
(2) 厳しい財政状況への対応 .....	31
(3) 市民ニーズの変化への対応.....	31
(4) 民間事業者との連携強化 .....	31

<b>第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>32</b>
1. 計画期間 .....	32
2. 取組体制と情報共有方策.....	32
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	32
4. 縮減目標の設定 .....	35
<b>第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針</b> .....	<b>36</b>
1. 公共施設 .....	36
(1) 行政系施設 .....	36
(2) 保健・福祉施設.....	37
(3) 子育て支援施設.....	39
(4) 学校教育施設.....	40
(5) 市民文化系施設.....	42
(6) 産業系施設 .....	43
(7) 社会教育系施設.....	44
(8) スポーツ系施設.....	45
(9) 公営住宅 .....	46
(10) 公園 .....	47
(11) 供給処理施設.....	48
(12) その他 .....	49
(13) 企業会計施設.....	50
2. インフラ資産 .....	52
(1) 道路.....	52
(2) 橋りょう .....	53
(3) 上水道 .....	54
(4) 下水道 .....	54
(5) 河川.....	55
(6) 雨水貯留施設.....	55
(7) 消防水利 .....	55
(8) その他 .....	56
<b>第6章 フォローアップの実施方針</b> .....	<b>57</b>
(1) 全庁的な体制の構築 .....	57
(2) 今後の取組み.....	57
(3) 進捗管理の実施.....	57

## 第1章 計画の背景と目的等

### 1. 国の動向

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、急激な人口増や経済成長に伴う行政ニーズに対応するため集中的に整備された公共施設<sup>※</sup>やインフラ<sup>※</sup>（以下「公共施設等」という。）が、今後一斉に更新時期を迎えます。その一方で、地方公共団体の財政状況は厳しさを増しています。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要があります。こうしたことから国は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画の策定を地方公共団体に要請しています。

国は地方公共団体への策定要請に先立ち、国民の安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどを目的として、2013（平成25）年11月に『インフラ長寿命化基本計画』を策定しており、公共施設等総合管理計画は、これを踏まえ策定することとしています。

また、2014（平成26）年4月には、地方公共団体の公共施設等総合管理計画策定の指針となる「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が策定され、2018（平成30）年2月には、策定した公共施設等総合管理計画の推進及び充実に図るため、当該指針が改訂されています。

※ 公共施設は建物系公共施設（普通会計、企業会計）、インフラは道路、橋りょう、上水道（浄水場、配水場、管）、下水道（処理施設、管）、河川、雨水貯留施設、消防水利（防火水槽、防火井戸）、雨水管、水路を指します。なお、普通会計とは、市町村の会計のうち、上下水道・病院・国民健康保険などの企業的活動に関する会計を除いたものを一つの会計にまとめた総称をいいます。

### 2. 計画の目的

こうした状況を踏まえ、稲沢市（以下「本市」という。）では、安全で安心な施設サービスを提供するとともに、将来の需要に対応した施設機能を維持しつつ、持続可能な財政運営に資することを目的として、2017（平成29）年3月に『稲沢市公共施設等総合管理計画』（以下「本計画」という。）を策定し、取組みを推進しているところです。

今回は、2018（平成30）年2月に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に準拠するとともに、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた個別施設計画の内容や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、本計画の改訂を行うものです。

## 3. これまでの市の取組み

2005（平成 17）年 4 月 1 日に稲沢市、祖父江町、平和町が合併し、新しい稲沢市が誕生しました。このことにより、合併前の 1 市 2 町で重複する公共施設を保有することとなりました。また、公共施設の多くは、昭和 40 年代頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として整備されたものです。総延床面積の 69.8%が建築後 30 年以上経過しており、順次更新時期を迎えます。インフラ資産についても同様に、順次更新時期を迎えることになり、整備に必要な更新費用は、今後大きな財政負担となってきます。

こうした中、本市では、公共施設マネジメントに関して、以下のような取組みを行ってきました。

表 1 公共施設マネジメントに関する取組み

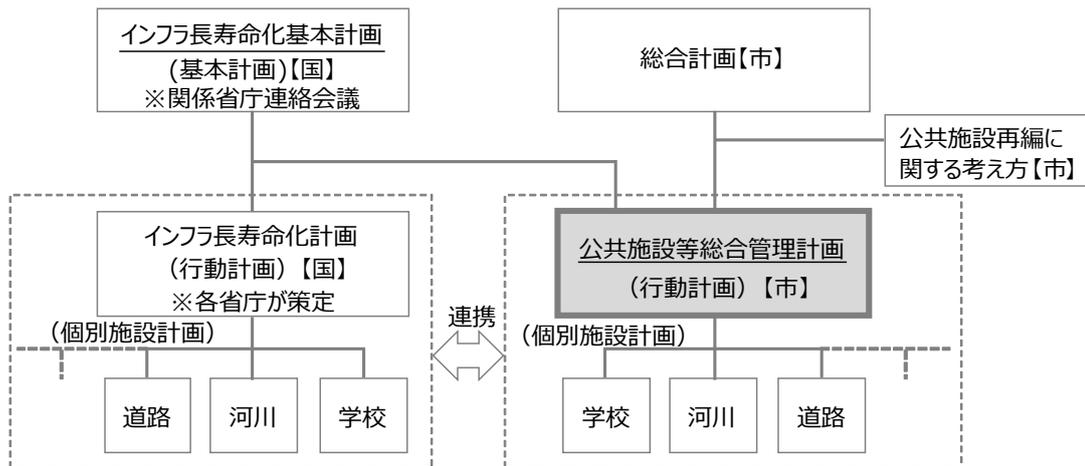
年・月	計画名等	概要
2011（平成 23）年度、 2012（平成 24）年度※	稲沢市公共施設のあり方検討委員会 による提言書	190 の公共施設を対象に検討審議を実施
2013（平成 25）年 6 月	公共施設再編に関する考え方 ～20 年先の未来のために～	提言を受けて、見直しに向けた市の考え方を明示
2015（平成 27）年 3 月	稲沢市行政経営改革プラン （平成 27 年度～平成 31 年度）	重点項目として「施設管理の適正化」を記載
2017（平成 29）年 3 月	稲沢市公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的とした計画
2018（平成 30）年 1 月	稲沢市ステージアッププラン （第 6 次稲沢市総合計画）	重点戦略として「公共施設の再編」を記載
2019（平成 31）年 3 月	稲沢市教育施設長寿命化計画 （個別施設計画）	教育施設の施設ごとの具体の対応方針を定めた計画
2021（令和 3）年 3 月	稲沢市立保育園再編計画 （個別施設計画）	保育施設の施設ごとの具体の対応方針を定めた計画
2021（令和 3）年 3 月	稲沢市公共施設個別施設計画	教育施設・保育施設を除く公共施設の施設ごとの具体の対応方針を定めた計画

※ 検討委員会については、開催期間（年度）を記載

#### 4. 計画の位置付け

本計画は、本市のこれまでの取組みを踏まえ、今後とも市民や利用者の方々に安全で安心な施設サービスを提供するとともに、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持しつつ、総合計画に掲げる持続可能な財政運営に資するための計画です。加えて、本計画は、学校や道路などの施設類型ごとの個別施設計画の上位計画として位置付けます（図1）。

図1 公共施設等総合管理計画の位置付け



#### 5. 対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、施設類型として大きく「普通会計の公共施設」「企業会計の公共施設」「インフラ資産」に区分したうえで、公共施設等の機能に着目して施設を類型化し、管理に関する基本的な考え方を整理します。

##### (1) 公共施設

###### ①普通会計

市役所、支所、保育園、小中学校など

###### ②企業会計

市民病院、上下水道庁舎

##### (2) インフラ資産

道路、橋りょう、上水道、下水道など

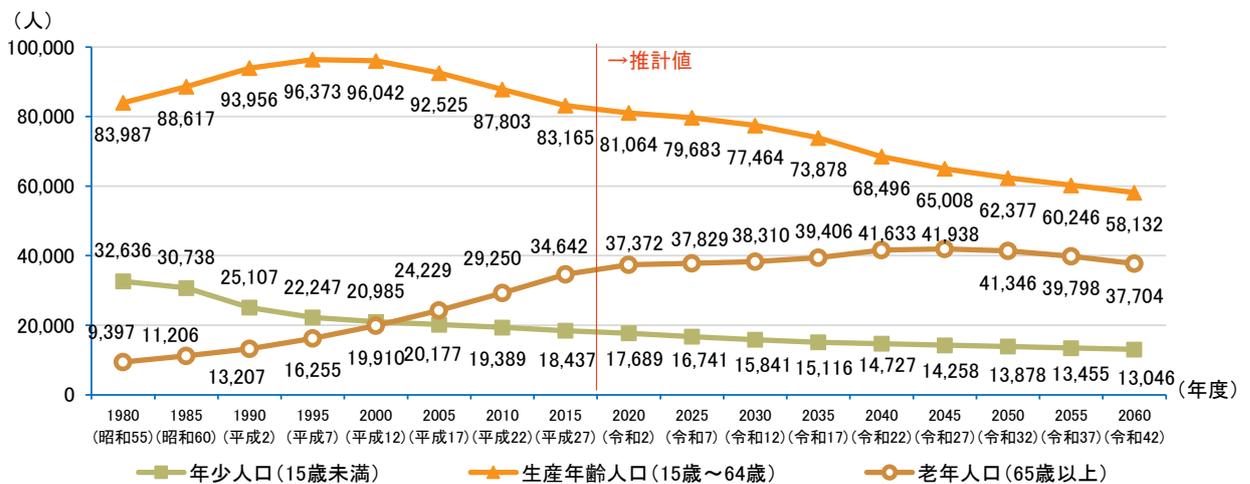
## 第2章 人口の見通し及び財政の状況

### 1. 人口の見通し

本市の人口は、2000（平成12）年の136,937人（年少人口：20,985人、生産年齢人口：96,042人、老年人口：19,910人）をピークに、ゆるやかに減少しています。

将来の人口の見通しを、社人研推計※をもとに年齢別にみると、年少人口・生産年齢人口が減少傾向である一方で、老年人口は増加傾向にあり、2045（令和27）年には41,938人となり、その後は減少する見通しです（図2）。

図2 人口推計結果



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

※ 社人研推計：国立社会保障・人口問題研究所による推計。2015（平成27）年の国勢調査をもとに、2015（平成27）年10月1日から2045（令和27）年10月1日までの30年間（5年ごと）について、男女年齢（5歳）階級別の将来人口を推計

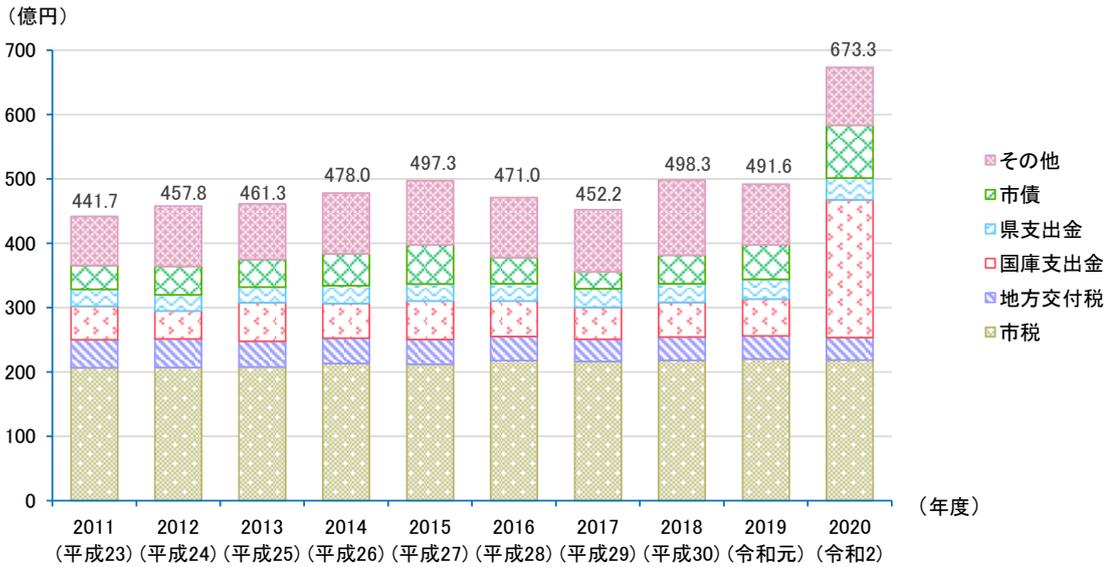
注：2050（令和32）年以降については2045（令和27）年の移動率等が変わらないものとして推計した値

2. 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移 (普通会計)

2011 (平成 23) 年度から 2020 (令和 2) 年度までの過去 10 年間の歳入状況は、市税がほぼ同水準で推移しています。また、2020 (令和 2) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金事業等の影響により、国庫支出金が大幅に増加しています (図 3)。

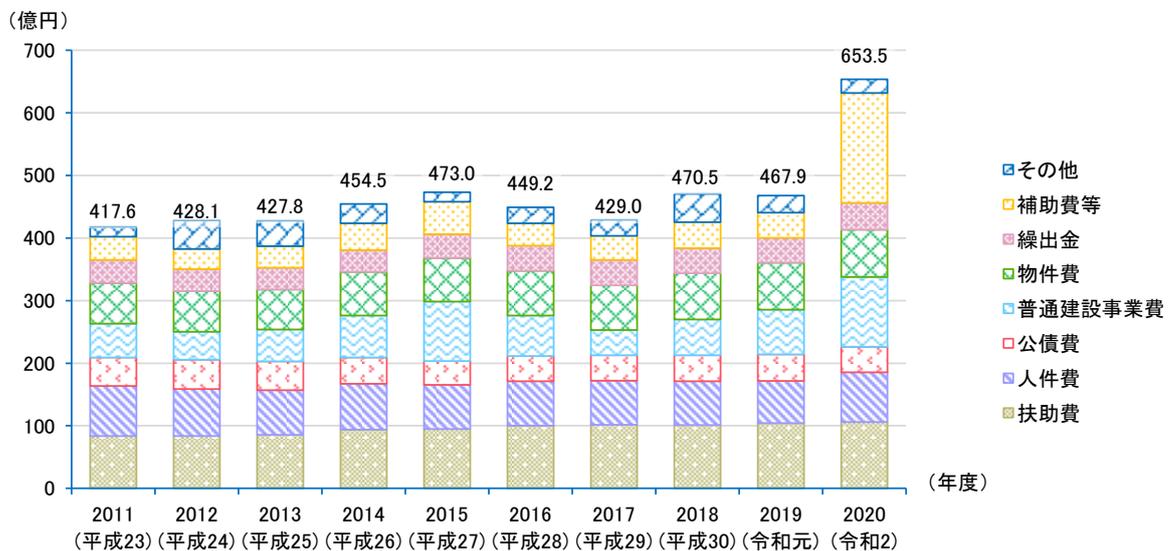
図 3 歳入決算額の推移 (普通会計)



(2) 歳出決算額の推移 (普通会計)

2011 (平成 23) 年度から 2020 (令和 2) 年度までの過去 10 年間の歳出状況は、全体として 400 億円台で推移していますが、2020 (令和 2) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金事業等の影響で補助費等が大幅に増加したため、653.5 億円まで増加しています (図 4)。

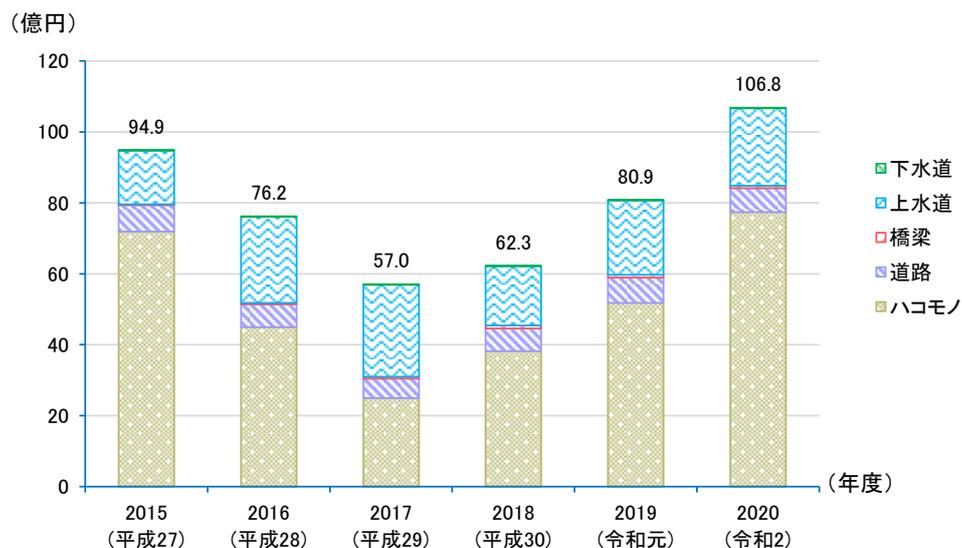
図 4 歳出決算額の推移 (普通会計)



(3) 施設関連経費の推移

ハコモノとインフラの施設関連経費の合計について、直近6か年度の施設関連経費の推移をみると、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度にかけて減少傾向ですが、2018（平成30）年度以降は増加傾向となっています。2020（令和2）年度は、合併特例債の発行期限であった（現在は2025（令和7）年度まで期間延長済み）ことから事業が集中し、106.8億円まで増加しています（図5）。

図5 直近6か年度の施設関連経費の推移



(4) 今後の財政の見通し（普通会計）

地方税は、過去の実績、現行の制度や経済情勢等を踏まえて推測すると、今後も200億円程度で推移するものと見込まれますが、将来の生産年齢人口の減少に伴う税収減の可能性があります。

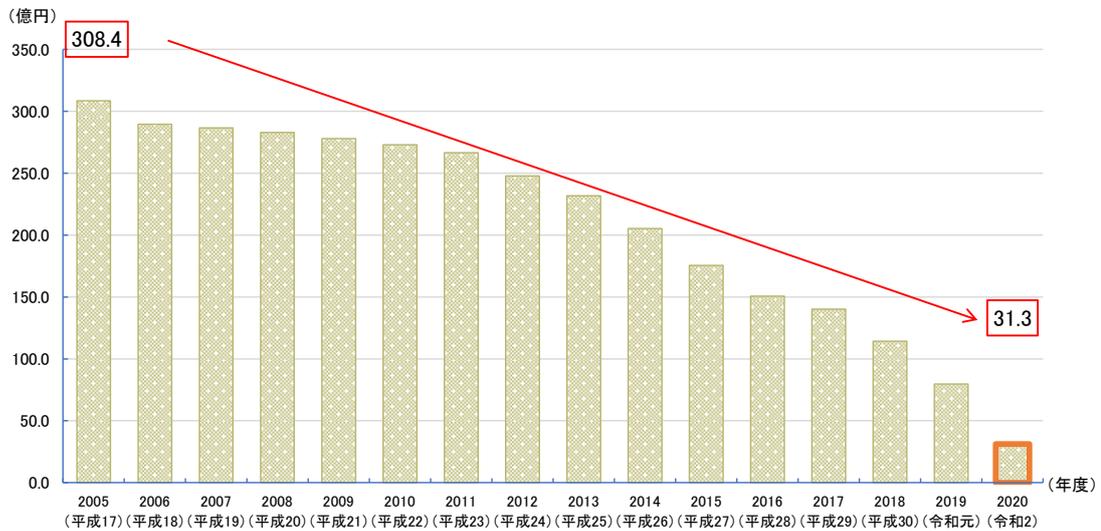
また、地方交付税については、合併した2005（平成17）年度から、合併による普通交付税の特例措置<sup>※1</sup>（合併算定替）を受けていましたが、2020（令和2）年度をもって終了しました。

これらに加えて、合併特例債<sup>※2</sup>の発行可能残額がわずかとなっています（図6）。

多様化、高度化する市民ニーズへの対応、高齢化の影響による社会保障費の増加などにより、今後の財政状況については、大変厳しいことが想定されます。

- ※1 市町村合併が行われても、合併による経費節減は合併後直ちにできるものばかりでないことから、合併がなかったものと仮定して、一定期間、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障し、合併による普通交付税上の不利益を被ることのないよう配慮された制度です。
- ※2 市町村の合併に伴い特に必要となる事業において、事業費の95%に充当でき、元利償還金の70%が普通交付税で後年度措置される地方債です。本市の発行期限は、現在、2025（令和7）年度です。

図6 各年度末における合併特例債の発行可能残額の推移



### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### 1. 公共施設の現状

本市が保有する公共施設の類型別の総延床面積と施設数について整理します。

類型は総務省公共施設等更新費用試算ソフトの分類に則しています。

##### (1) 普通会計の公共施設の保有状況

###### ①総延床面積、施設数

普通会計における総数をみると、施設数は287施設<sup>※</sup>となっており、総延床面積は399,817.43㎡です(表2)。中分類ごとの面積比率は、学校が最も多く全体の53.0%、次いで、スポーツ施設と公営住宅がそれぞれ6.1%を占めています(図7)。

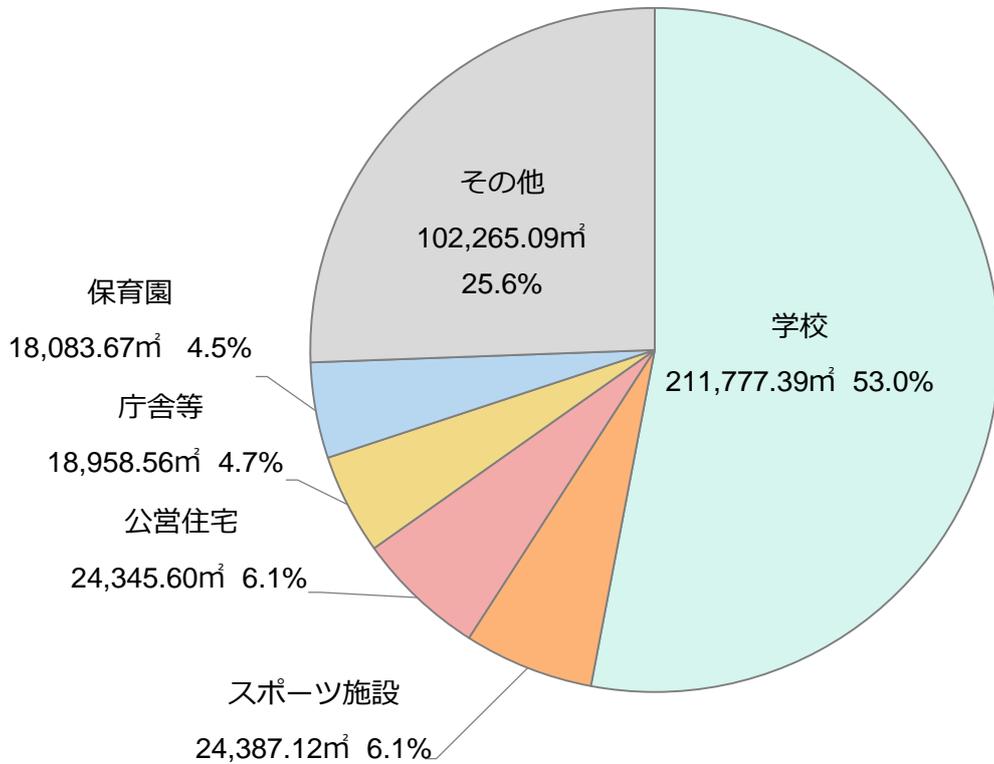
※一つの建物に異なる施設タイプの施設がある場合は、各施設タイプで勘定します。

表2 普通会計の公共施設の保有状況(一覽)

2021(令和3)年6月時点

施設類型		総延床面積 (㎡)	施設数	主な施設
大分類	中分類			
行政系施設	庁舎等	18,958.56	10	市役所、支所
	消防施設	6,709.76	15	消防署、消防団詰所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4,782.59	8	老人福祉センター
	障害福祉施設	670.58	2	まつのき、ひまわり園
	保健施設	1,556.45	2	保健センター
	その他社会福祉施設	7,960.98	2	平和らくらくプラザ、祖父江ふれあいの郷
子育て支援施設	保育園	18,083.67	18	保育園
	幼児・児童施設	7,047.22	37	児童館・児童センター、子育て支援センター
学校教育系施設	学校	211,777.39	32	小中学校
	その他教育施設	5,579.90	6	学校給食調理場
市民文化系施設	文化施設	12,760.95	2	市民会館、総合文化センター
	集会施設	9,375.96	9	公民館、祖父江生涯学習センター
産業系施設	産業系施設	4,743.74	2	産業会館、勤労福祉会館
社会教育系施設	図書館	8,101.00	3	中央図書館ほか2図書館
	博物館等	2,085.53	2	荻須記念美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	24,387.12	19	体育館、市営プール、市民球場
公営住宅	公営住宅	24,345.60	4	市営住宅
公園	公園	1,014.74	73	都市公園、児童遊園
供給処理施設	供給処理施設	17,023.60	2	環境センター、平和浄化センター
その他	その他	12,852.09	39	祖父江斎場、稲沢駅東西自由通路、防災倉庫
計		399,817.43	287	

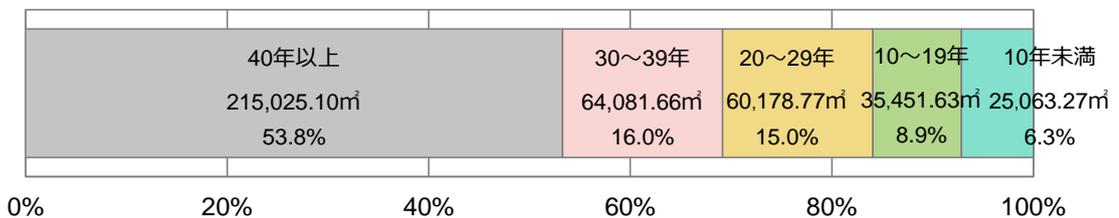
図7 普通会計の公共施設の保有状況（割合）



②経過年数別延床面積

経過年数別延床面積は、建築後30年以上経過している建物が全体の69.8%を占め、40年以上経過している建物が全体の53.8%となっています（図8）。

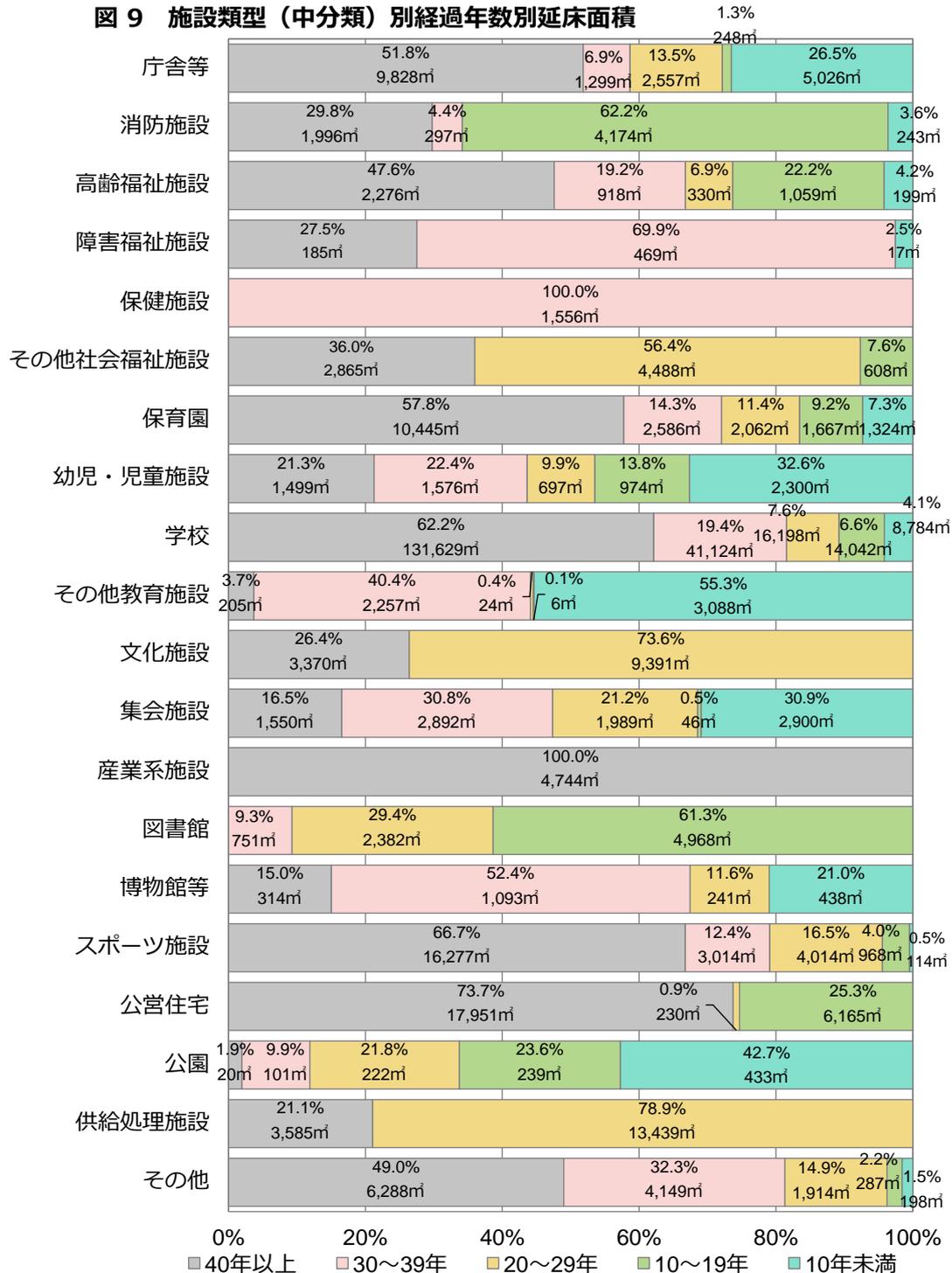
図8 経過年数別延床面積（全体）



### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### ③施設類型（中分類）別経過年数別延床面積

施設類型（中分類）別の経過年数別延床面積は、図9のとおりであり、産業系施設や公営住宅、スポーツ施設、学校において建築後40年以上経過している建物が多い状況です。一方、その他教育施設は10年未満の建物が多い状況です。



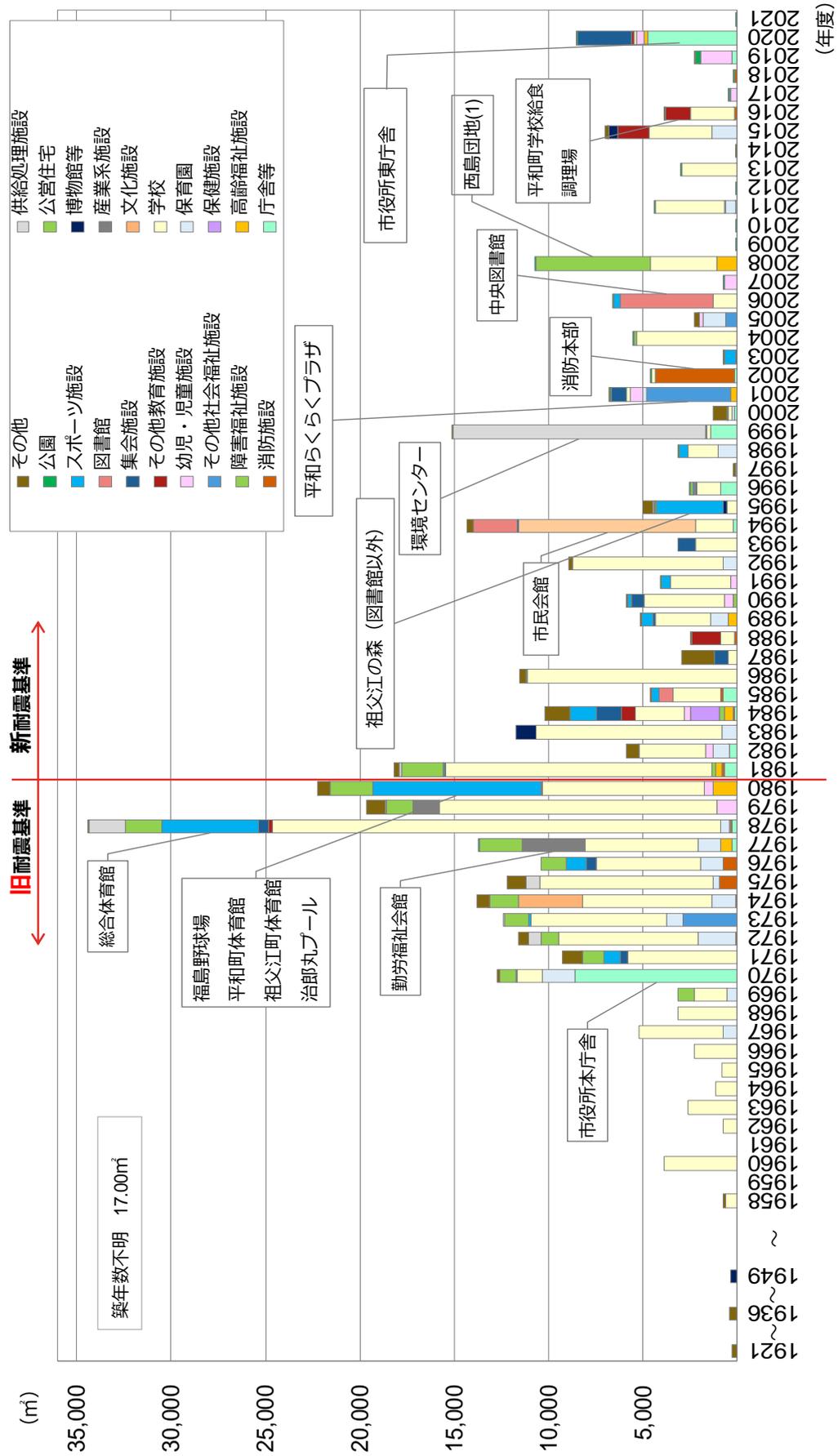
※割合(%)については、端数処理の結果、合計が100%にならない場合があります。

### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### ④施設類型（中分類）別建設年度別状況

施設類型（中分類）別建設年度別の延床面積をみると、1970（昭和45）年度から1986（昭和61）年度にかけて建築された公共施設が多い状況です。特に旧耐震基準（1981（昭和56）年5月以前）の時期に小中学校や庁舎等や体育館など、面積の大きな施設が整備されています。グラフを次ページに示します（図10）。

図 10 施設類型（中分類）別建設年度別状況



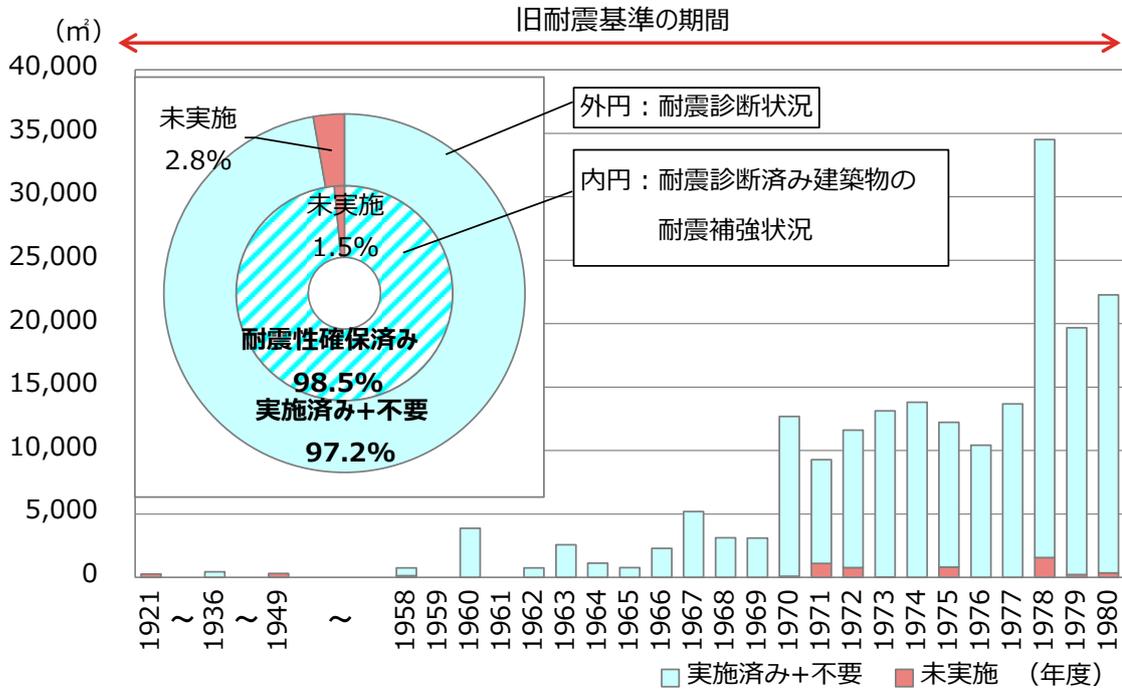
### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### ⑤耐震診断、耐震補強の状況

本市が保有する公共施設のうち、旧耐震基準で整備された公共施設は全体の51.0%、延床面積 203,734.70 m<sup>2</sup>です。旧耐震基準の公共施設の耐震診断の状況は96.5%が実施済み、不要<sup>※</sup>が0.7%、未実施が2.8%（5,644.09 m<sup>2</sup>）となっています。また、耐震診断が実施済みの建物における耐震補強の状況は、98.5%が耐震性確保済みですが、未実施の建物が1.5%あります。耐震診断が未実施の建物と合わせると、8,578.49 m<sup>2</sup>の建物の耐震性が確保されていません（図 11）。

※ 本計画において、倉庫・自転車置場など「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の特定既存耐震不適格建築物の要件に該当しない建築物については、総務省公共施設等更新費用試算ソフトの耐震診断の項目（実施済み、未実施、不要、不明）のうち「不要」に該当するものとして扱っています。

図 11 耐震診断、耐震補強の状況



### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### ⑥他都市との人口一人当たりの延床面積の比較

本市の人口一人当たりの延床面積は 2.89 m<sup>2</sup>/人<sup>※</sup>であり、愛知県内の人口同規模自治体の平均 (3.11 m<sup>2</sup>/人) よりも少なく、近隣自治体の平均 (2.72 m<sup>2</sup>/人) よりも多い状況です (表 3、図 12)。

※ 他自治体と比較するため、8 ページとは時点の異なる資料を用いました。

**表 3 他自治体との人口一人当たりの延床面積の比較**

自治体名	平成の大合併	人口	公共施設延床面積	一人当たりの延床面積
稲沢市	合併	136,867 人	395,240 m <sup>2</sup>	2.89 m <sup>2</sup> /人

#### 【愛知県内の人口同規模自治体 (10～15 万人未満)】

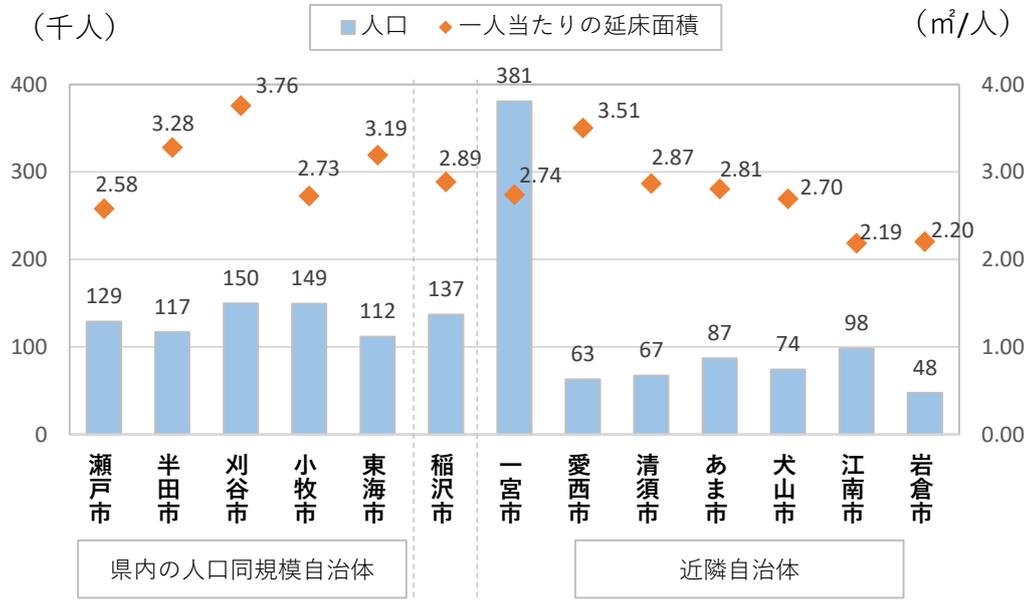
自治体名	平成の大合併	人口	公共施設延床面積	一人当たりの延床面積
瀬戸市	－	129,046 人	333,096 m <sup>2</sup>	2.58 m <sup>2</sup> /人
半田市	－	116,908 人	383,749 m <sup>2</sup>	3.28 m <sup>2</sup> /人
刈谷市	－	149,765 人	563,024 m <sup>2</sup>	3.76 m <sup>2</sup> /人
小牧市	－	149,462 人	407,832 m <sup>2</sup>	2.73 m <sup>2</sup> /人
東海市	－	111,944 人	357,582 m <sup>2</sup>	3.19 m <sup>2</sup> /人
平均				3.11 m <sup>2</sup> /人

#### 【近隣自治体】

自治体名	平成の大合併	人口	公共施設延床面積	一人当たりの延床面積
一宮市	合併	380,868 人	1,044,967 m <sup>2</sup>	2.74 m <sup>2</sup> /人
愛西市	合併	63,088 人	221,149 m <sup>2</sup>	3.51 m <sup>2</sup> /人
清須市	合併	67,327 人	193,137 m <sup>2</sup>	2.87 m <sup>2</sup> /人
あま市	合併	86,898 人	243,964 m <sup>2</sup>	2.81 m <sup>2</sup> /人
犬山市	－	74,308 人	200,323 m <sup>2</sup>	2.70 m <sup>2</sup> /人
江南市	－	98,359 人	215,010 m <sup>2</sup>	2.19 m <sup>2</sup> /人
岩倉市	－	47,562 人	104,857 m <sup>2</sup>	2.20 m <sup>2</sup> /人
平均				2.72 m <sup>2</sup> /人

出典：2015 (平成 27) 年国勢調査、2018 (平成 30) 年度公共施設状況調経年比較表

図 12 他都市との人口一人当たりの延床面積の比較  
 【本市、愛知県内の人口同規模自治体(10～15万人未満)、近隣自治体】



(2) 企業会計の公共施設の保有状況

企業会計における公共施設は、市民病院1施設、総延床面積 27,792.44 m<sup>2</sup>、上下水道庁舎1施設、総延床面積 761.41 m<sup>2</sup>です。市民病院は新耐震基準で整備された施設であり、耐震性は確保されています。上下水道庁舎は旧耐震基準で整備された施設ですが、耐震診断、耐震補強とも実施済みで耐震性は確保されています(表4)。

表 4 企業会計の公共施設の保有状況

施設類型		総延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設数
大分類	中分類		
病院施設	病院施設	27,792.44	1
上水道施設	上水道施設	761.41	1

### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### 2. インフラ資産の現状

本市の保有するインフラ資産は以下のとおりです。

**表 5 インフラ資産の現況**

インフラ資産	区分	数量等	
道路	実延長	1,719,633m	
	道路面積 道路部 <sup>※</sup>	8,177,850 m <sup>2</sup>	
	道路照明 設置基数	2,790 基	
	道路案内標識 設置基数	7 基	
	横断施設	6 施設	
橋りょう	橋りょう数	831 橋 うち 15m未満 761 橋、15m以上 70 橋	
	橋りょう面積	31,991 m <sup>2</sup>	
上水道	浄水場、配水場	3 施設 3,269 m <sup>2</sup>	
	上水道管延長	～50mm	544,301m
		65mm～100mm	239,141m
		125mm～200mm	138,357m
		250mm～350mm	47,560m
		400mm～600mm	34,208m
		700mm～1,000mm	6,240m
	計 1,009,807m		
下水道（污水）	処理施設	農業集落排水施設 10 施設	2,168 m <sup>2</sup>
		コンクリート管	789m
		塩ビ管	72,678m
		その他	722m
		計 74,189m	
	コミュニティ・プラント	1 施設	317 m <sup>2</sup>
コンクリート管		1,590m	
	塩ビ管	431m	
	計	2,021m	
公共下水道	コンクリート管	32,100m	
	陶管	58,456m	
	塩ビ管	216,787m	
	その他	1,280m	
	計	308,623m	
河川	実延長	7,020m (8 河川)	
雨水貯留施設	調整池	21 施設 69,352 m <sup>2</sup>	
消防水利	防火水槽	436 基 (うち耐震性貯水槽 267 基)	
	防火井戸	56 基	
その他	雨水管	コンクリート管	15,593m
		塩ビ管	193m
		計	15,786m
	水路	892,068m	

出典：2021（令和 3）年施設状況調査等

※道路面積 道路部は車道・歩道・中央帯及び路肩を構成する面積です。

3. 保有資産の状況

本市の保有する施設の推移は以下のとおりです。

(1) 過去に行った対策の実績

2016（平成28）年12月から2021（令和3）年6月までの取組みをみると、施設の複合化や用途廃止、除却を行うことにより、施設総量の適正化を進めています。

表6 過去に行った対策の実績

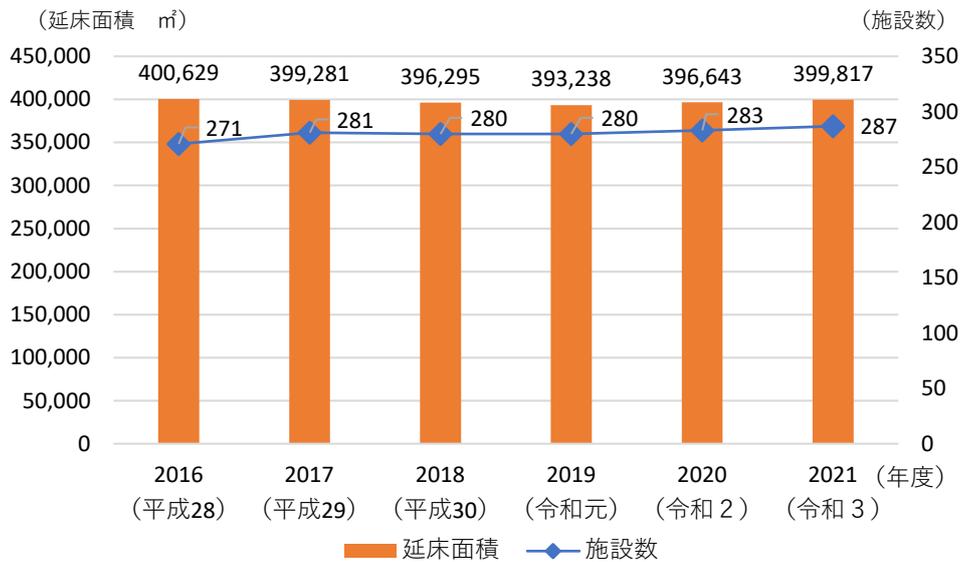
実施年度	対策の内容
2016 (平成28)	平和町コミュニティ会館の用途廃止
2017 (平成29)	祖父江支所の保健センター祖父江支所への移転・複合化
	平和支所の旧保健センター平和支所（平和町図書館1階）への移転・複合化
	平和町コミュニティ会館の除却
	明治プールの用途廃止・除却
2018 (平成30)	井之口プールの用途廃止
	旧祖父江支所の除却
	引揚住宅の用途廃止・除却
	稲沢勤労青少年ホームの用途廃止
2019 (令和元)	相撲場の用途廃止
	旧平和支所の除却
	井之口プールの除却
	稲沢勤労青少年ホームの除却
2020 (令和2)	相撲場の除却
	明治スズラン児童センターの中央子育て支援センターへの移転・複合化
2021 (令和3)	身体障害者福祉センターの用途廃止
	働く婦人の家の用途廃止
2021 (令和3)	稲葉老人福祉センターあすなろ館の稲沢公民館への移転・複合化
	祖父江町勤労青少年ホームの祖父江生涯学習センターへの移転・複合化
	祖父江町郷土資料館の一部機能の祖父江生涯学習センターへの移転・複合化

(2) 施設保有量の推移

2016（平成28）年度から2021（令和3）年度までの施設保有量の推移をみると、延床面積では、2016（平成28）年度の400,629㎡から2019（令和元）年度まで減少したものの、その後増加しており2021（令和3）年度では399,817㎡となっています。

施設数でみると、多少の増減はあるものの増加傾向となっており、2016（平成28）年度の271施設から2021（令和3）年度では287施設（用途廃止後、未除却の8施設を含む。）と16施設増加しています（図13）。

図13 施設保有量の推移

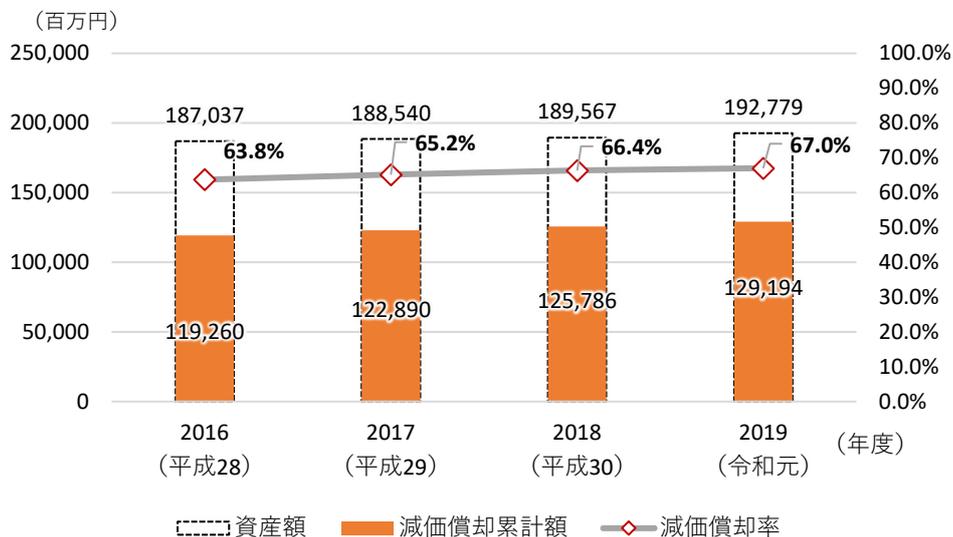


※2016（平成28）年度は12月時点、2021（令和3）年度は6月時点、それ以外は3月時点です。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

2016（平成28）年度から2019（令和元）年度までの有形固定資産減価償却率の推移をみると、2016（平成28）年度の63.8%から減価償却累計額の増加により、2019（令和元）年度では67.0%となっています（図14）。

図14 有形固定資産減価償却率の推移（普通会計）



### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### 4. 従来方式による公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み

##### (1) 公共施設に係る将来の更新費用の推計

###### ①経費見込みの算出方法

本市が保有する公共施設の将来（2022（令和4）年度から35年間）の更新費用について、次のとおり試算しました。

試算方法	
○現在保有する施設を同じ延床面積で更新すると仮定します。	
○施設ごとの個別施設計画におけるライフサイクルコストの合計値とします。	
○個別施設計画におけるライフサイクルコストは、文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（2017（平成29）年3月）における従来型による試算を基本としています。	
【大規模改造】	単価 : 表7のとおり 実施年数：建設から20年、改修期間：1年
【改築】	単価 : 表7のとおり 更新年数：建設から40年、建替え期間：2年
○試算の時点で、建設時からの経過年数が40年を超えているものについては、今後10年間で均等に建替えを行うと仮定します。	

**表7 単価表**

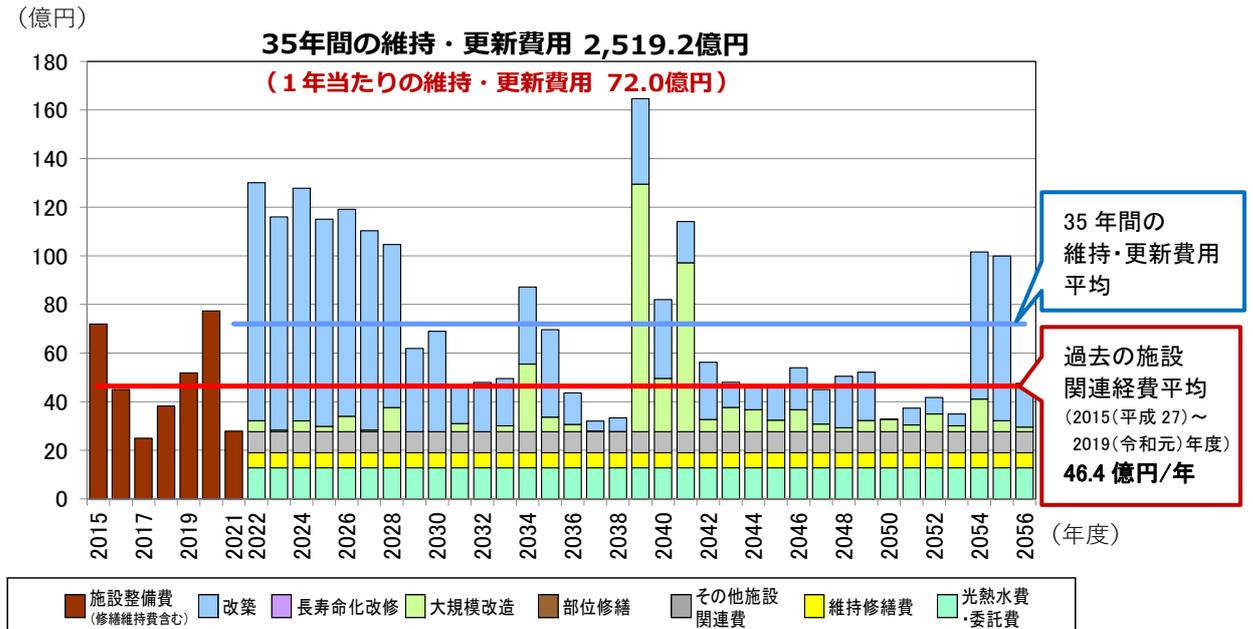
区分		大規模改造	改築
教育施設	学校施設	体育館等	33万円/m <sup>2</sup>
		その他	
	学校施設以外 教育施設	スポーツ施設	36万円/m <sup>2</sup>
		その他	40万円/m <sup>2</sup>
教育施設以外		10万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>

### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### ②公共施設の維持・更新に必要な経費の算出結果

本市の今後 35 年間に於ける公共施設の更新費用の総額は、2,519.2 億円となります。平均すると、1 年当たり 72.0 億円の費用が必要となります。2022（令和 4）年度からの前半に改築が集中していること、また、2039（令和 21）年度からの中間以降に大規模改造が多くあることから、費用が著しく増加しています（図 15）。

図 15 公共施設における 35 年間の維持・更新費用



### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### (2) インフラ資産に係る将来の更新費用の推計

##### ①経費見込みの算出方法

総務省の公共施設等更新費用試算ソフトを用いて、道路と橋りょうにおける更新費用について、次のとおり試算しました（表 8、9）。

また、上水道と下水道については、個別計画（上水道：水道ビジョン、下水道：下水道ストックマネジメント実施方針、農業集落排水施設最適整備構想）において試算された更新費用とします（表 10、11）。

#### ア 道路

**表 8 道路の単価等**

区分	更新単価	更新年数
1 級市道 (幹線道路網を形成するのに必要な市道)	4.7 千円/m <sup>2</sup>	15 年
2 級市道 (1 級市道を補完し、幹線道路網の形成に必要な市道)		
その他の市道 (1 級市道、2 級市道以外の市道)		

#### イ 橋りょう

**表 9 橋りょうの単価等**

更新概要	更新年数：60 年 試算の時点で、建設時からの経過年数が 60 年を超えているものについては、今後 5 年間で均等に更新を行うと仮定します。		
区分	更新単価	区分	更新単価
RC 橋	425 千円/m <sup>2</sup>	鋼橋	500 千円/m <sup>2</sup>
PC 橋	425 千円/m <sup>2</sup>	木橋その他	425 千円/m <sup>2</sup>

#### ウ 上水道

**表 10 上水道の単価等**

##### <施設・設備>

更新費用	施設・設備ごとの現在価値
更新年数	施設・設備ごとの法定耐用年数・標準使用年数

##### <管路>

区分	更新単価	更新年数
ダクタイル鋳鉄管 (小口径)	82 千円/m	40 年
ダクタイル鋳鉄管 (中口径)	134 千円/m	
ダクタイル鋳鉄管 (大口径)	234 千円/m	
ダクタイル鋳鉄管 (特大口径)	471 千円/m	
硬質塩化ビニル管 (小口径)	37 千円/m	
硬質塩化ビニル管 (中口径)	52 千円/m	
ポリエチレン管	54 千円/m	

### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### 工 下水道

**表 11 下水道の単価等**

<公共下水道>

区分	更新単価	更新年数
汚水	120 千円/m	50 年
雨水	206 千円/m	

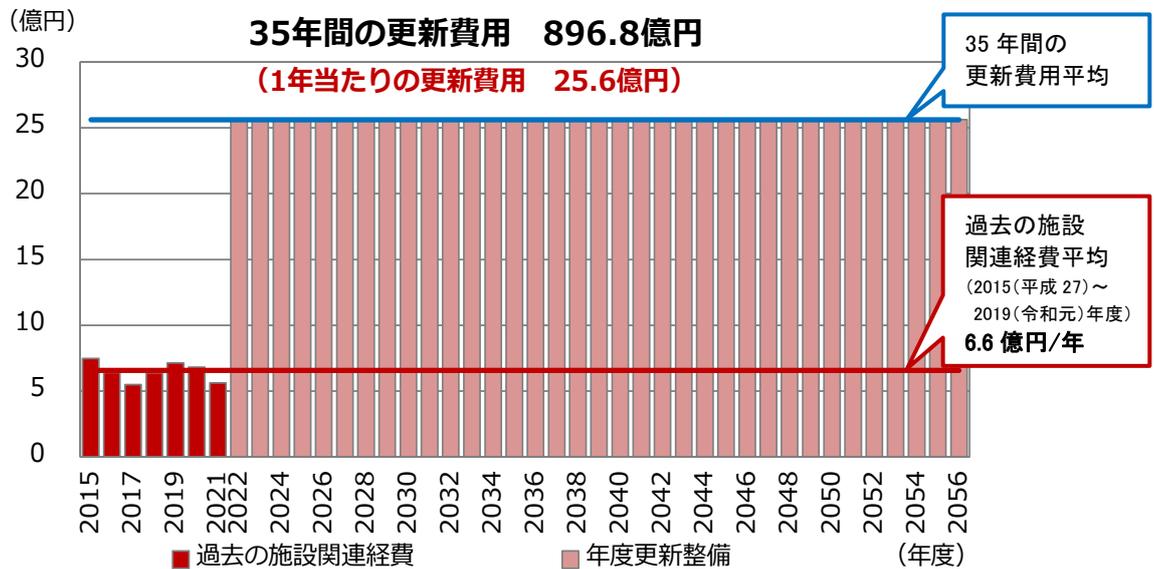
<農業集落排水施設>

更新費用	施設・設備ごとの現在価値から残存価値を差し引いたもの
更新年数	管路、施設等 : 50 年
	機械、電気設備等 : 15 年

#### ②インフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）の更新に必要な経費の算出結果 ア 道路

本市の今後 35 年間における道路の更新費用の総額は、896.8 億円となります。平均すると、1 年当たり 25.6 億円の費用が必要となります（図 16）。

**図 16 道路における 35 年間の更新費用**

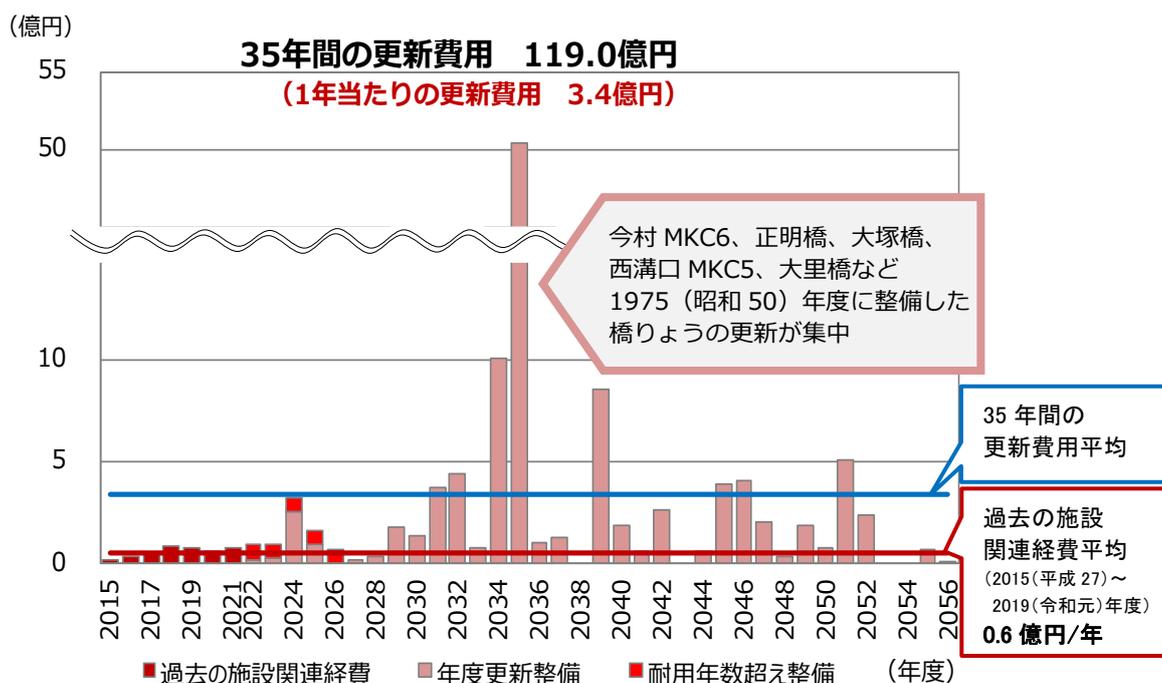


### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### イ 橋りょう

本市の今後 35 年間における橋りょうの更新費用の総額は、119.0 億円となります。平均すると、1 年当たり 3.4 億円の費用が必要となります。1975（昭和 50）年度に橋りょうの整備が集中したため、更新年数である 60 年後の 2035（令和 17）年度に集中しています（図 17）。

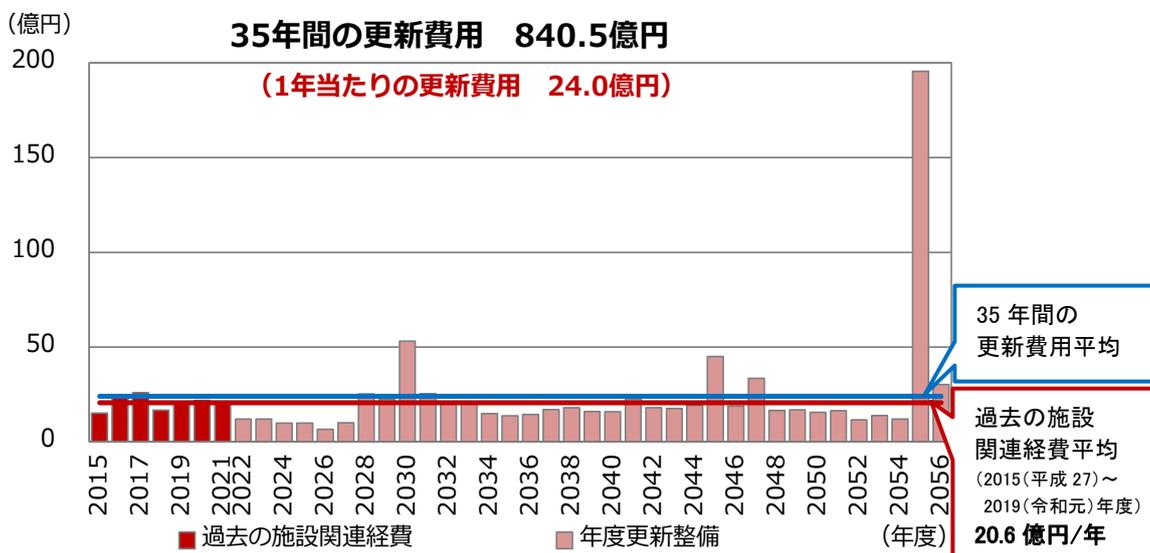
図 17 橋りょうにおける 35 年間の更新費用



#### ウ 上水道

本市の今後 35 年間における上水道の更新費用の総額は、840.5 億円となります。平均すると、1 年当たり 24.0 億円の費用が必要となります。2055（令和 37）年度に管路の更新が集中するため、更新費用が著しく増加しています（図 18）。

図 18 上水道における 35 年間の更新費用

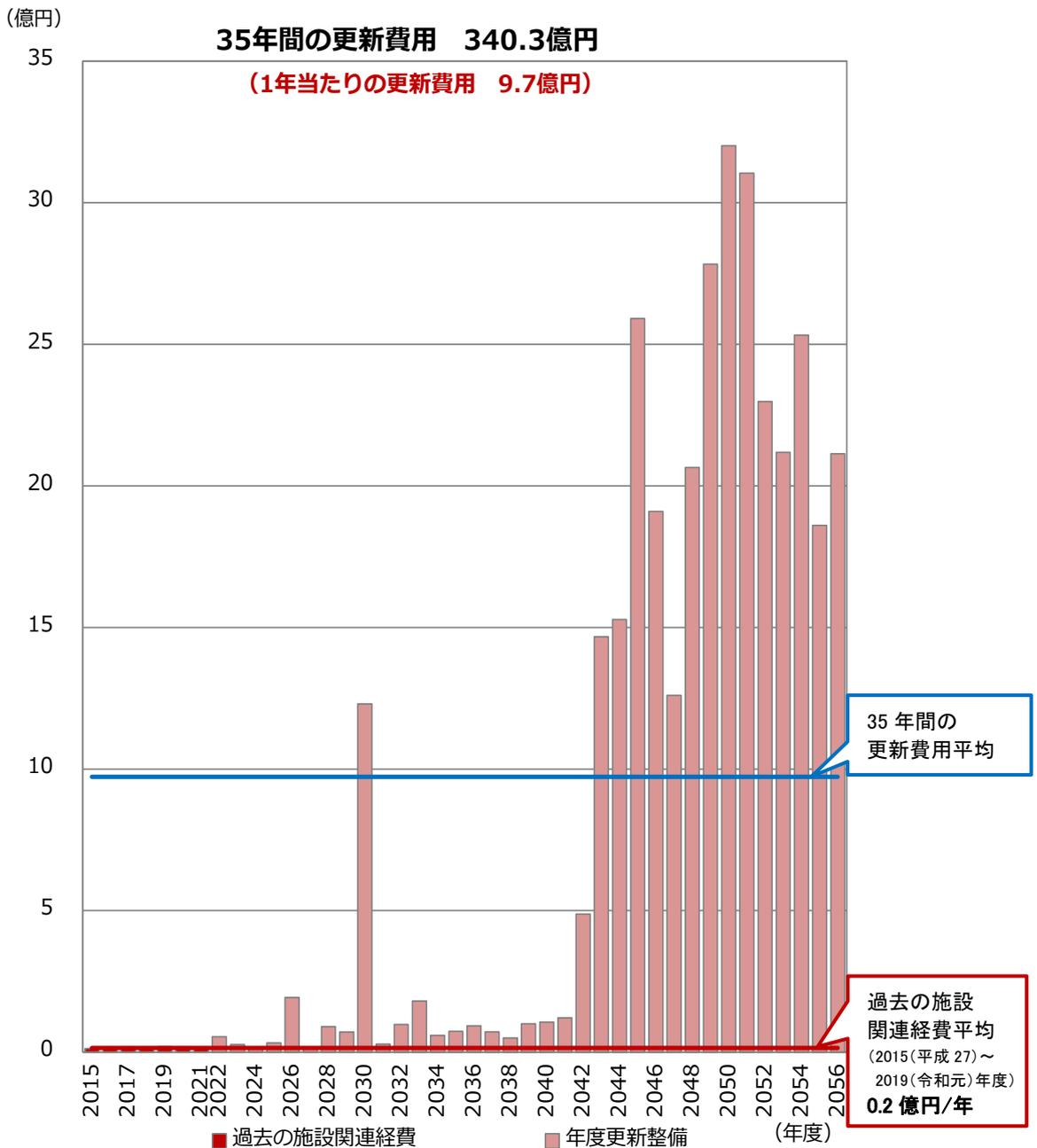


### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### エ 下水道

本市の今後 35 年間に於ける下水道の更新費用の総額は、340.3 億円となります。平均すると、1 年当たり 9.7 億円の費用が必要となります。2030（令和 12）年度は農業集落排水施設の管路、施設等の更新が集中するため、また、2041（令和 23）年度以降は公共下水道が、順次、更新年数を迎えるため、更新費用が増加しています（図 19）。

図 19 下水道における 35 年間の更新費用



### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

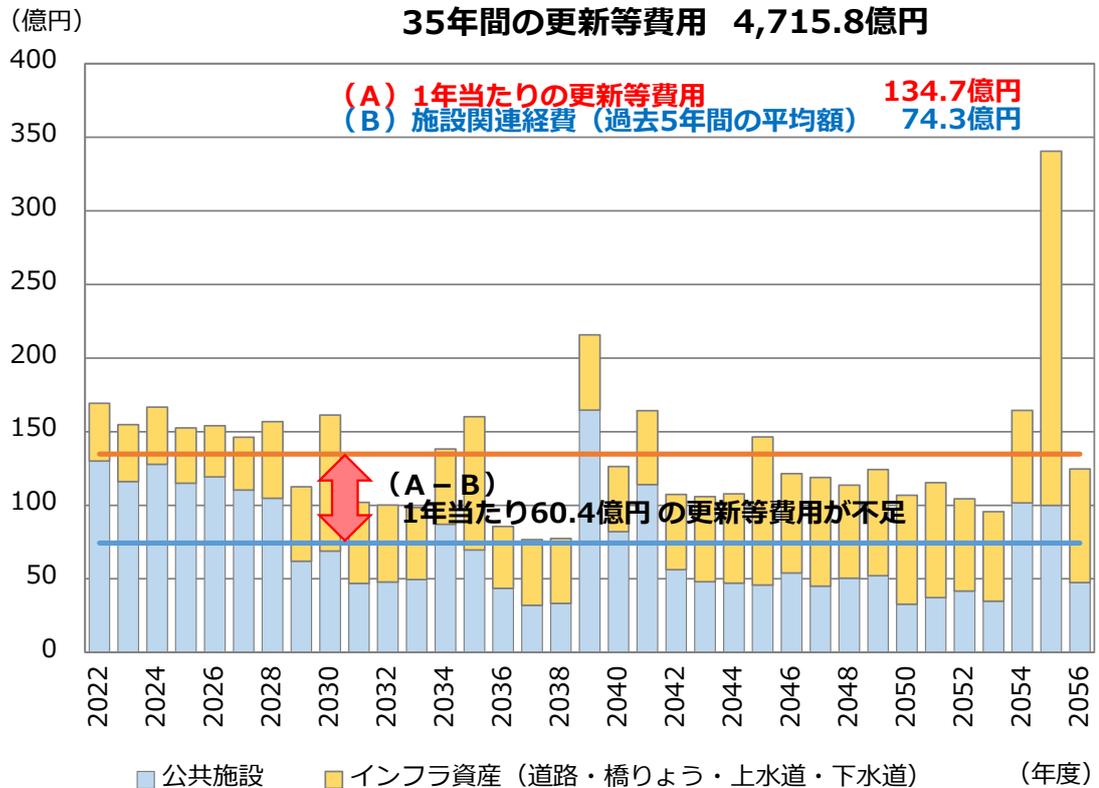
#### (3) 試算結果

本市が所有する公共施設及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）の現在の施設規模を維持した場合の更新等費用は、4,715.8（年平均 134.7）億円になります。一方、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの過去 5 年間の公共施設及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）に係る施設関連経費は、371.3（年平均 74.3）億円であることから、1 年当たり 60.4 億円の費用が不足することになります（表 12、図 20）。

表 12 試算結果

区分		今後 35 年間の更新等費用	1 年当たりの更新等費用 (A)	施設関連経費 (過去 5 年間 (2015(平成 27)~2019(令和元)年度)の平均額) (B)	不足額 (A - B)
公共施設		2,519.2 億円	72.0 億円	46.4 億円	25.6 億円
インフラ資産	道路	896.8 億円	25.6 億円	27.9 億円	34.8 億円
	橋りょう	119.0 億円	3.4 億円		
	上水道	840.5 億円	24.0 億円		
	下水道	340.3 億円	9.7 億円		
計		4,715.8 億円	134.7 億円	74.3 億円	60.4 億円

図 20 試算結果



5. 長寿命化による公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設に係る将来の更新費用の推計

①経費見込みの算出方法

P19 の算定方法より、以下の点を変更して算出しました。

試算の変更内容	
◆公共施設◆	
【大規模改造】	実施年数：建設から 20 年→20 年、60 年 単価：表 13 のとおり
【長寿命化改修】	実施年数：なし→建設から 40 年 単価：表 13 のとおり
【改築】	更新年数：建設から 40 年→80 年 単価：表 13 のとおり

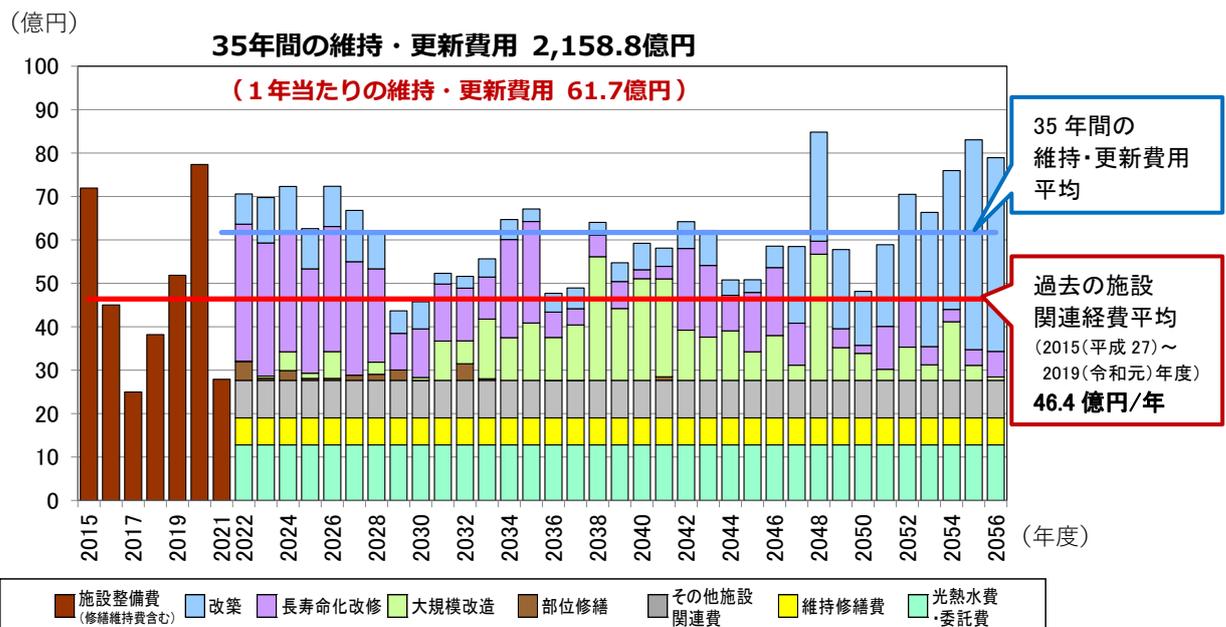
表 13 単価表

区分		大規模改造	長寿命化改修	改築
教育施設	学校施設	体育館等	13.2 万円/㎡	33 万円/㎡
		その他		
	学校施設以外	スポーツ施設	14.4 万円/㎡	36 万円/㎡
		その他	10 万円/㎡	16 万円/㎡
教育施設以外		10 万円/㎡	24 万円/㎡	40 万円/㎡

②公共施設の維持・更新に必要な経費の算出結果

本市の今後 35 年間における公共施設の更新費用の総額は、2,158.8 億円となります。平均すると、1 年当たり 61.7 億円の費用が必要となります（図 21）。

図 21 公共施設における 35 年間の維持・更新費用



(2) インフラ資産に係る将来の更新費用の推計

①経費見込みの算出方法

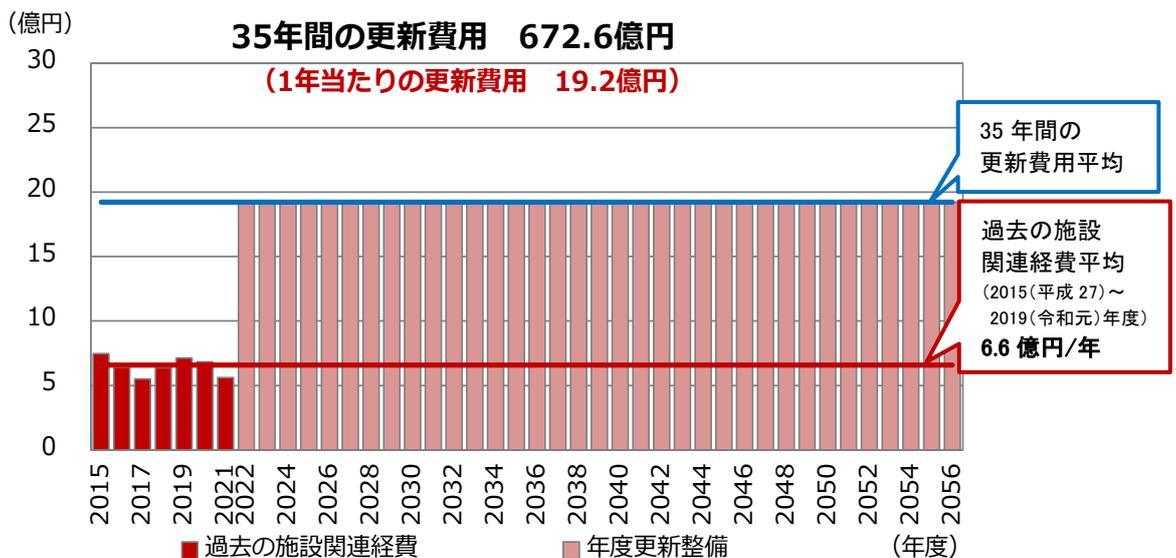
P21・22の算定方法より、以下の点を変更して算出しました。

試算の変更内容	
◆インフラ資産◆	
道路	更新年数：15年→20年 単価：表8のとおり
橋りょう	更新年数：60年→80年 単価：表9のとおり
上水道<施設・設備>	更新年数：各法定耐用年数・標準使用年数を1.5倍に変更 更新費用：表10のとおり
<管路>	更新年数：老朽化に起因する事故の発生確率を考慮した適切な更新時期を設定 単価：表10のとおり
下水道<公共下水道>	更新年数：50年→75年 単価：表11のとおり
<農業集落排水施設>	更新年数：健全度や劣化要因に基づき、費用面で最も効率的な更新時期を設定 更新費用：表11のとおり

②インフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）の更新に必要な経費の算出結果  
ア 道路

本市の今後35年間における道路の更新費用の総額は、672.6億円となります。平均すると、1年当たり19.2億円の費用が必要となります（図22）。

図22 道路における35年間の更新費用

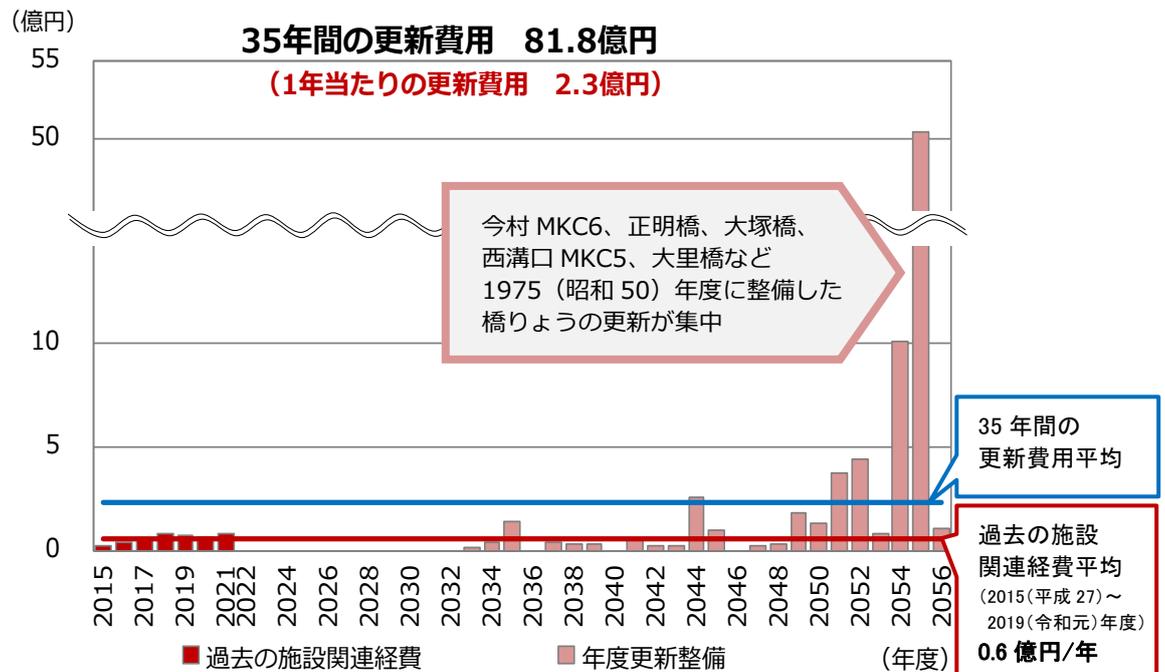


### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### イ 橋りょう

本市の今後 35 年間に於ける橋りょうの更新費用の総額は、81.8 億円となります。平均すると、1 年当たり 2.3 億円の費用が必要となります。1975（昭和 50）年度に橋りょうの整備が集中したため、更新年数である 80 年後の 2055（令和 37）年度に集中しています（図 23）。

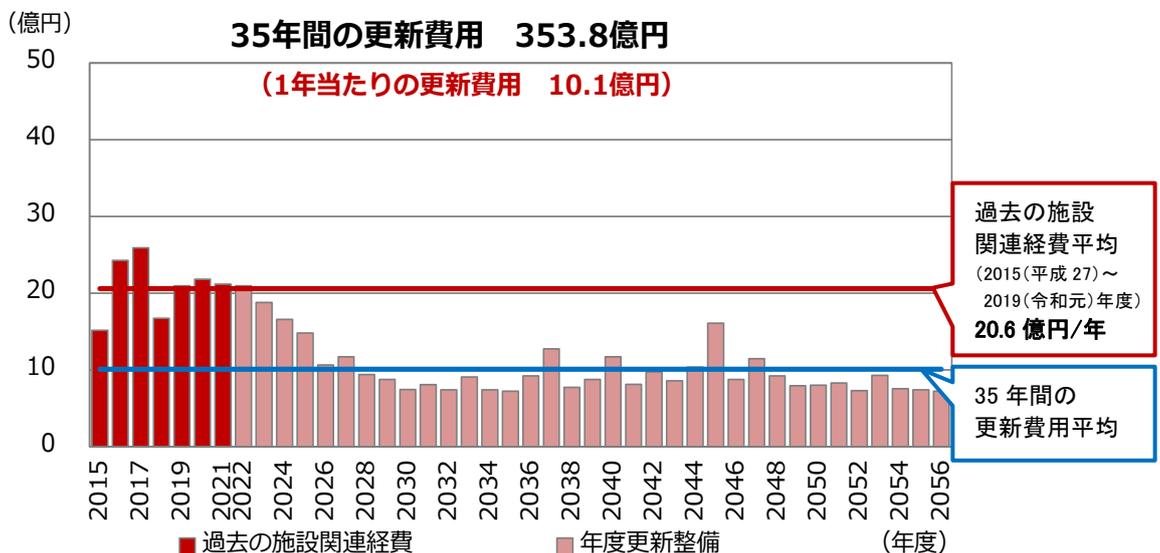
図 23 橋りょうにおける 35 年間の更新費用



#### ウ 上水道

本市の今後 35 年間に於ける上水道の更新費用の総額は、353.8 億円となります。平均すると、1 年当たり 10.1 億円の費用が必要となります。更新年数の延伸や費用の平準化により、推計期間中の極端な費用増加を抑えています（図 24）。

図 24 上水道における 35 年間の更新費用

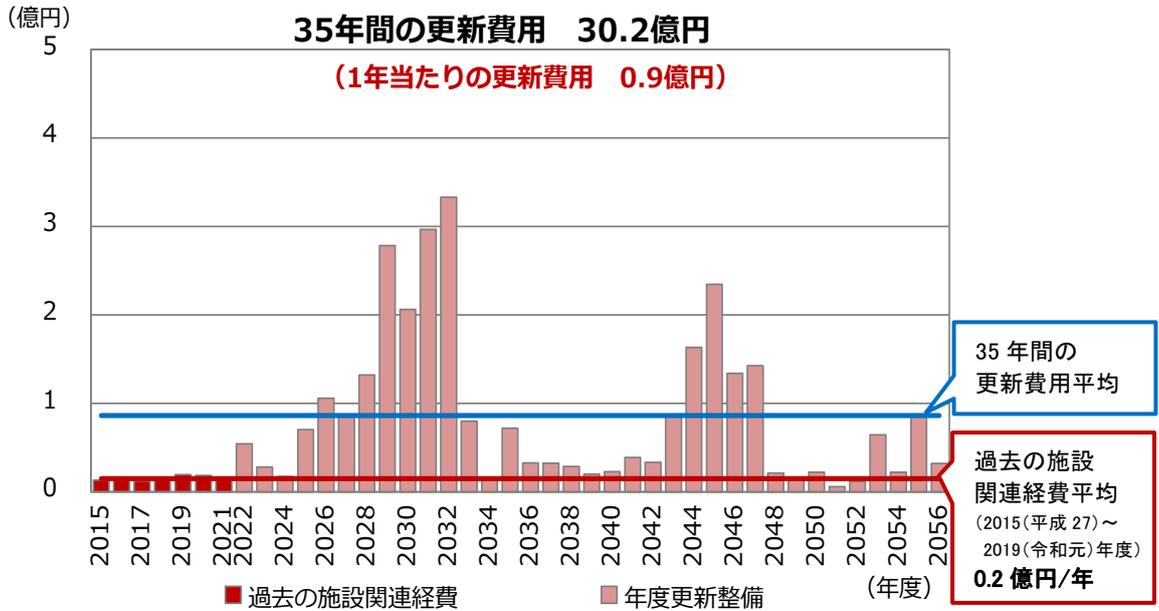


### 第3章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題認識

#### エ 下水道

本市の今後 35 年間に於ける下水道の更新費用の総額は、30.2 億円となります。平均すると、1 年当たり 0.9 億円の費用が必要となります。更新年数の延伸や費用の平準化により、推計期間中の極端な費用増加を抑えています（図 25）。

図 25 下水道における 35 年間の更新費用



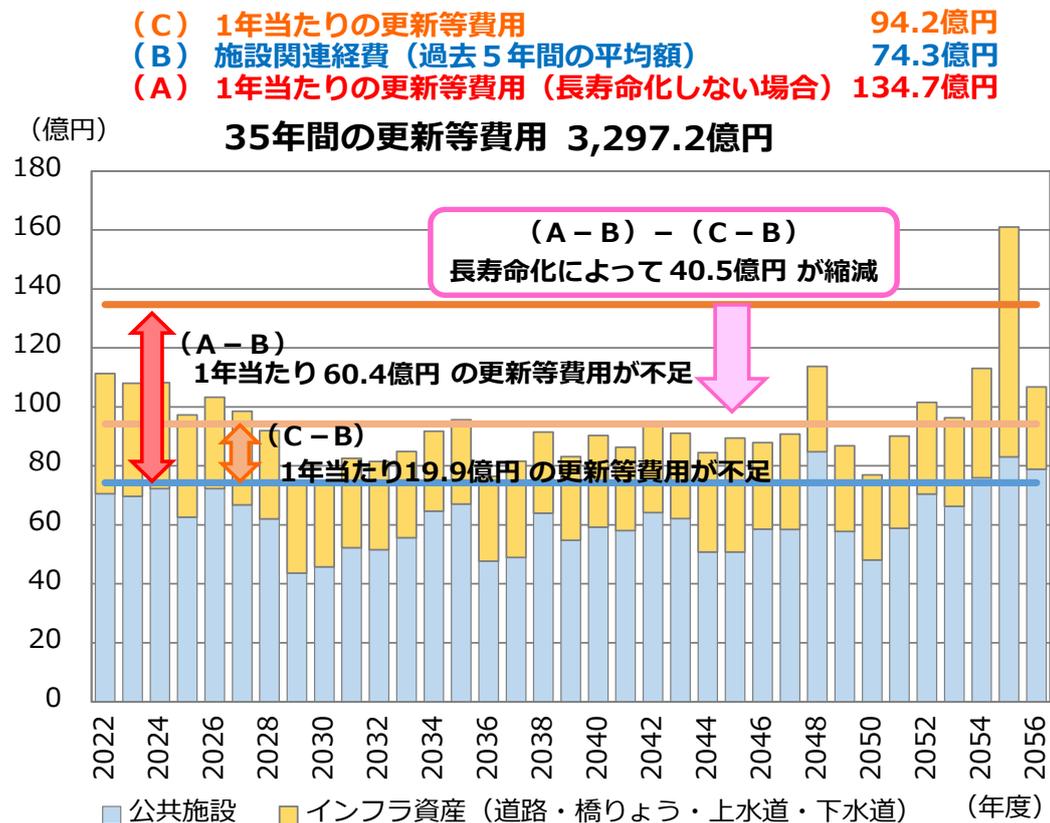
(3) 試算結果

本市が所有する公共施設及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）の現在の施設規模を維持した場合の更新等費用は、3,297.2（年平均 94.2）億円になります。一方、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの過去 5 年間の公共施設及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）に係る施設関連経費は、371.3（年平均 74.3）億円であることから、1 年当たり 19.9 億円の費用が不足することになります。なお、長寿命化しない場合との比較では、1 年当たり 40.5 億円の削減になります（表 14、図 26）。

表 14 長寿命化の試算結果

区分	今後 35 年間の更新等費用	1 年当たりの更新等費用 (C)	施設関連経費 (過去 5 年間 (2015(平成 27) ~2019(令和元) 年度) の平均額) (B)	不足額 (C - B)	長寿命化しない場合との比較 (縮減額) (A - B) - (C - B)	長寿命化しない場合の 1 年当たりの更新等費用 (A) [P25 参照]	
公共施設	2,158.8 億円	61.7 億円	46.4 億円	15.3 億円	10.3 億円	72.0 億円	
インフラ資産	道路	672.6 億円	19.2 億円	27.9 億円	4.6 億円	30.2 億円	25.6 億円
	橋りょう	81.8 億円	2.3 億円				3.4 億円
	上水道	353.8 億円	10.1 億円				24.0 億円
	下水道	30.2 億円	0.9 億円				9.7 億円
計	3,297.2 億円	94.2 億円	74.3 億円	19.9 億円	40.5 億円	134.7 億円	

図 26 長寿命化の試算結果



#### 6. 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、1970（昭和 45）年度から 1986（昭和 61）年度にかけて建築された公共施設が多く、その結果、総延床面積の 69.8%が建築後 30 年以上経過して老朽化が進行しています。また、インフラ資産については、橋りょうの整備が 1975（昭和 50）年度に集中しており、40 年以上が経過して老朽化が進行している状況です。

こうした中、施設の安全性を確保するとともに、市民ニーズや更新費用等を精査しながら、今後のあり方を検討する必要があります。

##### (2) 厳しい財政状況への対応

老朽化している施設が更新の時期を迎えるに当たり、多額の費用が必要になります。また、合併に伴う普通交付税の合併算定替や合併特例債の終了、人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収減と扶助費の増加等により、市の財政状況は今後厳しくなることが予想されるため、施設の更新費用を抑制、平準化することが必要です。

##### (3) 市民ニーズの変化への対応

人口減少と少子高齢化の進行は、行政サービスにも大きな影響を与え、公共施設に対するニーズも大きく変化していきます。総量の縮減を図って必要な財源を確保しつつ時代の変化に合わせてサービス内容を転換し、量の縮小と質の向上の両立を図ることが肝要です。

##### (4) 民間事業者との連携強化

時代とともに多様化する市民ニーズに対応していくためには、全てを行政が担うのではなく、行政が果たすべき役割を明確にした上で、民間事業者との連携を深め、民間活力の導入を進めていく必要があります。

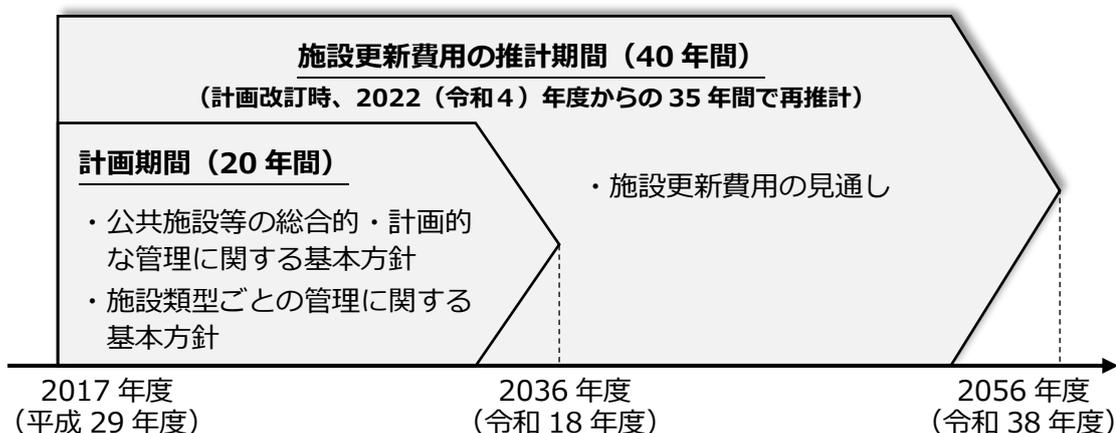
## 第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

### 1. 計画期間

本計画の期間は、2017（平成 29）年度から 2036（令和 18）年度までの 20 年間とします。

公共施設等の総合的・計画的な管理については、国の指針にもあるように、ある程度長期的な視点が必要です。そうした中で、2013（平成 25）年 6 月に策定した『公共施設再編に関する考え方』が 20 年先を見据えていることを踏まえ、まずは、前章で算出した公共施設等の大規模改修や建替え等に係る更新費用の推計期間（40 年間）の前期 20 年間において、社会状況の変化等も考慮しながら取組みを進めることとし、計画期間を 20 年間とするものです（図 27）。

図 27 計画期間



### 2. 取組体制と情報共有方策

市長を筆頭とする庁内の推進組織を中心に、組織横断的な取組みを進めながら公共施設等の適正化を進めます。また、公共施設等の管理を一元的に行う部署の設置やマネジメントの前提となる情報やデータの一元化・共有化も検討します。

### 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

維持管理の適正化	
①点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に点検を行い、必要があれば速やかに詳細な診断を行います。</li> <li>・点検及び診断の結果に基づき、効率的・効果的な維持管理・修繕・更新に努めます。</li> <li>・インフラ資産については、国の技術基準等に準拠して、適正に調査、点検及び診断を実施します。</li> <li>・公共施設については、施設所管課が点検を毎年度行うとともに、定期的に技術職員が専門的な視点で点検を行える体制を検討します。</li> </ul>

## 第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

維持管理の適正化
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設ごとに基礎情報、収支状況、利用状況、修繕履歴等をまとめ、施設の状態を的確に把握するよう努めます。</li> <li>・対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。</li> <li>・大規模改造、長寿命化改修及び更新の際には、将来的に他用途への変更が容易となるような、また、維持管理の労力が最小限となる管理しやすい施設となるような設計を行います。</li> <li>・省エネルギー化の推進等により、光熱水費の縮減に努めるとともに、カーボンニュートラルに向けた取組みを進めます。</li> </ul>
<p>③安全管理の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の安全確保を最優先として、点検や診断の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じるものとします。</li> <li>・災害時の安全性確保の観点から、高い危険性が認められた施設については、現状又は将来的な利用状況等を踏まえ、機能を他の公共施設に移管した上で、速やかに除却を検討します。</li> <li>・主要な建物だけでなく、附属建物や塀・既製品の物置についても、敷地全体の安全が確保できるよう努めます。</li> </ul>
<p>④耐震化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設については、『稲沢市建築物耐震改修促進計画』に基づき、耐震化を進めます。</li> <li>・インフラ資産についても、災害に備え、引き続き耐震化を進めます。</li> </ul>
<p>⑤長寿命化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の目標耐用年数を80年と設定し、竣工後20年で機能回復の大規模改造、40年で機能向上の長寿命化改修、60年で再び大規模改造を行うことを改修の基本として、できる限り長寿命化を図ります。インフラ資産についても、建物の目標耐用年数も参考にしつつ、安全性を確保した上で、できる限り長寿命化を図ります。</li> <li>・大規模改造や長寿命化改修は多額の費用を要することから、改修項目は機能回復や機能維持に必要な最小限のものとし、また、財政負担の平準化を図ることを検討します。</li> </ul>
<p>⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の改修・更新については、『ユニバーサルデザイン2020行動計画』における考え方等を踏まえ、人にやさしいユニバーサルデザインへの配慮に努め、高齢者や障害者等のみならず、全ての人にとって「使いやすい」「わかりやすい」ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</li> </ul>

## 第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

施設総量の適正化
<p>⑦統合や廃止の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・急速に進む人口減少やICT化といった時代の変化に合わせて、施設総量の適正化を図ります。</li><li>・原則として、施設総量の増加に繋がるような施設の新設は行いません。</li><li>・同じような機能を持つ施設が複数あるものについては統廃合や集約化を、近接地にいくつかの公共施設が散らばっている場合は複合化を積極的に進めます。</li><li>・改築にあたっては、現行の施設規模を単純に維持するのではなく、必要最小限の施設規模とすることを基本として検討します。</li><li>・大規模改造、長寿命化改修及び更新の前など、定期的にご利用状況等を踏まえた施設のあり方を検証し、場合によっては目標耐用年数前であっても統廃合や集約化、複合化を検討します。</li></ul>
施設運営の適正化
<p>⑧官民連携の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・厳しい財政状況の中、効果的・効率的に公共施設の整備・運営を実現していくため、今後は積極的に民間の資金、経営能力、技術能力を活用していきます。</li><li>・行政の役割を再確認し、施設運営においても、民間にできることは民間で担っていただくことを基本とします。</li><li>・2023（令和5）年度末までにPPP／PFI手法導入優先的検討規程を策定し、一定規模以上の施設整備事業については、PPP／PFI手法を優先的に検討していきます。また、具体的な手続き等を定めるガイドラインについては、できる限り速やかに策定していきます。</li></ul>

## 第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

### 4. 縮減目標の設定

公共施設及びインフラ資産の更新等費用の縮減にあたっては、道路や橋りょうなどのインフラ資産はまちの基盤施設であり、廃止することは非常に困難であることから、公共施設についての縮減目標を設定するものとします。

公共施設に係る今後 35 年間の更新等費用をみると、従来型で 2,519.2 億円（年平均 72.0 億円）、長寿命化型で 2,158.8 億円（年平均 61.7 億円）となっており、より財政負担が軽くなる長寿命化型で、予防保全の考えを取り入れ改修・更新を行っていく必要があります。

一方、充当可能な財源の見込みは 1,623.3 億円（年平均 46.4 億円）であり、長寿命化型の更新等費用と比較すると 535.5 億円（年平均 15.3 億円）の不足となることから、公共施設の再編等により財源の確保に努める必要があります（表 15）。

**表 15 公共施設に係る更新等費用と充当可能な財源の見込みのまとめ**

	今後 35 年間の更新等費用		③ 充当可能な財源の見込み (過去 5 年間 (2015 (平成 27)~2019 (令和元)年度) の施設関連経費平均)	不足額③-②
	① 従来型	② 長寿命化型		
公共施設	2,519.2 億円 (72.0 億円/年)	2,158.8 億円 (61.7 億円/年)	1,623.3 億円 (46.4 億円/年)	▲535.5 億円 (▲15.3 億円/年)

以上のことから、以下のとおり縮減目標を設定します。

<縮減目標>

施設の更新等費用の推計期間において、  
公共施設のライフサイクルコスト  
535.5 億円（15.3 億円/年）の縮減

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1. 公共施設

「第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針」の「3. 公共施設等の管理に関する基本的考え方」に基づき、施設類型ごとの現状を踏まえ、基本方針を記載します。

(1) 行政系施設（施設数：25 施設 57 棟 延床面積：25,668.32 ㎡）

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	19 棟(12,080.15 ㎡)	10 年未満	12 棟(5,268.67 ㎡)
鉄骨コンクリート造	1 棟(1.80 ㎡)	10～19 年	12 棟(4,421.61 ㎡)
鉄骨鉄筋コンクリート造	1 棟(8,504.71 ㎡)	20～29 年	6 棟(2,557.47 ㎡)
鉄骨造	31 棟(5,029.33 ㎡)	30～39 年	11 棟(1,596.04 ㎡)
アルミニウム造	2 棟(26.82 ㎡)	40 年以上	16 棟(11,824.53 ㎡)
コンクリートブロック造	3 棟(25.51 ㎡)		

現 状	<p>①庁舎等</p> <p>市役所、祖父江支所、平和支所、7地区の市民センターがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎は、建築後 51 年が経過していますが、耐震基準を満たしています。2020（令和 2）年度に東庁舎を新設しました。</li> <li>支所は、2017（平成 29）年 5 月から、祖父江支所の機能を保健センター祖父江支所に、平和支所の機能を旧保健センター平和支所（平和町図書館 1 階）に移転し、施設の複合化を図りました。</li> <li>7 市民センターのうち 3 施設が建築後 40 年以上、1 施設が建築後 30 年以上経過しています。また、小正市民センターが総合文化センター、残りの市民センターが公民館との複合施設となっています。</li> </ul> <p>②消防施設</p> <p>消防本部・消防署及び各分署が 4 施設、消防団詰所が 11 施設あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各分署の 3 施設、消防団詰所の 5 施設が建築後 40 年以上経過しており、耐震改修が未実施の施設もある状況です。</li> </ul>
	<p>点検・診断等</p> <p>定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します【①②共通】。</p> <p>維持管理・修繕・更新等</p> <p>適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①②共通】。</p> <p>安全確保</p> <p>点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。</p> <p>耐震化</p> <p>耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します【①②共通】。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討</p> <p>ユニバーサルデザイン化</p> <p>施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</p> <p>長寿命化、統合・廃止、官民連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所や消防本部・消防署及び各分署は、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図ります【①②】。</li> <li>各支所は、近隣施設の状況等を踏まえ施設のあり方を検討します【①】。</li> <li>各市民センターは、公民館等の施設内に設置されているため、主たる建物の方針に準じることを原則とします【①】。</li> <li>消防団詰所は、計画的に更新します【②】。</li> </ul>

基 本 方 針	点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します【①②共通】。
	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①②共通】。
	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。
	耐震化	耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します【①②共通】。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討
	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(2) 保健・福祉施設 (施設数：14 施設 37 棟 延床面積：14,970.60 ㎡)

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	14 棟(8,690.63 ㎡)	10 年未満	2 棟(216.21 ㎡)
鉄骨鉄筋コンクリート造	2 棟(5,509.96 ㎡)	10～19 年	2 棟(1,667.86 ㎡)
鉄骨造	13 棟(355.97 ㎡)	20～29 年	5 棟(4,817.91 ㎡)
軽量鉄骨造	3 棟(198.87 ㎡)	30～39 年	17 棟(2,943.36 ㎡)
コンクリートブロック造	5 棟(215.17 ㎡)	40 年以上	11 棟(5,325.26 ㎡)

現 状	<p>①高齢福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設が 8 施設あり、うち直営が 3 施設、指定管理者制度導入施設が 5 施設となっています。3 施設が建築後 40 年以上、2 施設が建築後 30 年以上経過しています。</li> </ul> <p>②障害福祉施設</p> <p>まつのき、ひまわり園があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まつのきは、稲沢市社会福祉協議会と使用賃借契約を締結し、2013（平成 25）年 4 月から 30 年間、障害福祉サービスの用途に供する施設として無償で貸し付けしています。</li> <li>・ひまわり園は 20 名の定員に対して、2020（令和 2）年度末の登録者は 40 名以上となっています。また、指定管理者制度を導入しています。</li> <li>・身体障害者福祉センターは、2020（令和 2）年度をもって廃止しました。</li> </ul> <p>③保健施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015（平成 27）年 4 月から保健センター祖父江支所と保健センター平和支所を統合しており、現在、保健センターと保健センター祖父江支所の 2 施設です。</li> <li>・2017（平成 29）年 5 月から、保健センター祖父江支所に祖父江支所の機能を、旧保健センター平和支所（平和町図書館 1 階）に平和支所の機能を移転し、施設の複合化を図りました。</li> </ul> <p>④その他社会福祉施設</p> <p>平和らくらくプラザ（児童館、子育て支援センターを除く。）、祖父江ふれあいの郷があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設とも指定管理者制度を導入しています。</li> <li>・平和らくらくプラザは、和・洋風風呂、バーディプール、トレーニングルーム、娯楽室、会議室を備えた施設で、平和さくら児童館、平和子育て支援センター、稲沢市社会福祉協議会西部支所を併設しています。2002（平成 14）年に整備された比較的新しい施設ですが、大規模な改修が発生しています。</li> <li>・祖父江ふれあいの郷は、温浴健康区域、交流区域、管理区域で構成する施設で、天然温泉施設や障害者の通所施設である地域活動支援センターがあります。また、施設内には祖父江町土地改良区の事務所が設置されています。</li> <li>・愛知県から有償で土地を借り受けるとともに、無償での譲与を受けた建物は建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。また、温泉の源泉の権利は愛知県が保有しています。</li> <li>・引揚住宅は、2018（平成 30）年度中に廃止しました。</li> </ul>		
	基本方針	点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します【①～④共通】。
		維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①～④共通】。
		安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①～④共通】。
	耐震化	いずれの施設も耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。	

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

基本 方針	ユニバーサル デザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。
	長寿命化、 統合・廃止、 官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的に老朽化が進んでおり、施設の利用状況やニーズ、更新費用などに基づき、施設のあり方について、引き続き検討します【①②④】。</li> <li>・ 平和らくらくプラザは、民間へのアプローチを進めるものとし、民間による活用が困難な場合は、行政が果たすべき機能について精査し、平和町農村環境改善センター等の近隣施設との複合化を検討します【④】。</li> <li>・ 祖父江ふれあいの郷は、民間へのアプローチを進めるものとし、民間による活用が困難な場合は、愛知県との土地の有償貸付契約の終期（2034（令和16）年3月末）までには施設を廃止・解体の上、土地を返還します。それまでに大規模改修が必要となった場合は、その時点で廃止を検討します【④】。</li> <li>・ 高齢福祉施設の入浴設備については、これまでの市の考え方に基づく実績どおり、ボイラー等の設備更新が必要になった時点で利用を停止し、廃止します【①】。</li> <li>・ ひまわり園は、廃止後の奥田保育園へ移設の上、児童発達支援センターに移行します【②】。</li> <li>・ 保健センターは、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図ります。建替えの際には、集約化についても検討します【③】。</li> </ul>

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (3) 子育て支援施設（施設数：55 施設 109 棟 延床面積：25,130.89 ㎡）

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	26 棟(17,210.89 ㎡)	10 年未満	10 棟(3,623.85 ㎡)
鉄骨鉄筋コンクリート造	3 棟(624.01 ㎡)	10～19 年	11 棟(2,641.40 ㎡)
鉄骨造	22 棟(956.33 ㎡)	20～29 年	13 棟(2,759.62 ㎡)
軽量鉄骨造	4 棟(772.06 ㎡)	30～39 年	16 棟(4,162.03 ㎡)
コンクリートブロック造	9 棟(88.13 ㎡)	40 年以上	59 棟(11,943.99 ㎡)
木造	45 棟(5,479.47 ㎡)		

現 状	<p>①保育園 18 の公立保育園があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての施設が耐震基準を満たしています。</li> <li>・園児数の入所率が 70%未満の保育園が 8 園あります（2021（令和 3）年 4 月 1 日現在）。</li> <li>・0 歳から 5 歳までの子どもの人口は、徐々に減少していくことが見込まれます。一方で、市内全域で 0 歳から 2 歳までの乳児における保育需要は増加の一途を辿っており、特に名鉄国府宮駅、J R 稲沢駅周辺では、保育需要が見込まれています。</li> </ul> <p>②幼児・児童施設 児童館・児童センター、子育て支援センター、放課後児童クラブがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館・児童センターは、10 施設のうち 2 施設が建築後 40 年以上、4 施設が建築後 30 年以上経過していますが、全て耐震基準を満たしています。また、他の公共施設との複合あるいは併設施設となっており効率的・効果的な活用に努めています。</li> <li>・子育て支援センターは、3 施設のうち長野子育て支援センターが建築後 40 年以上経過しています。また、平和子育て支援センターは平和らくらくプラザ内にあり、2020（令和 2）年 2 月開設の中央子育て支援センターは明治スズラン児童センターとの複合施設となっています。</li> <li>・放課後児童クラブは、私立を除くと 24 か所あり、単独の施設だけでなく、児童館や保育園、小学校の余裕教室も活用して実施しています。</li> </ul>													
	基 本 方 針	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">点検・診断等</td> <td>定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。計画的な修繕等に活用します【①②共通】。</td> </tr> <tr> <td>維持管理・修繕・更新等</td> <td>適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①②共通】。</td> </tr> <tr> <td>安全確保</td> <td>点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。</td> </tr> <tr> <td>耐震化</td> <td>いずれの施設も耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザイン化</td> <td>施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td>長寿命化、統合・廃止、官民連携</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園は、『稲沢市立保育園再編計画(個別施設計画)』に基づき、集約化・民営化等に向け検討します。なお、法立・三宅・六輪保育園については認定こども園として統合し、奥田保育園については廃止の上、児童発達支援センターに切り替えます。また、現行体制を継続する園については、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図ります【①】。</li> <li>・幼児・児童施設は、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図るとともに、複合化についても検討します【②】。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。計画的な修繕等に活用します【①②共通】。	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①②共通】。	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。	耐震化	いずれの施設も耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	長寿命化、統合・廃止、官民連携
点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。計画的な修繕等に活用します【①②共通】。													
維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①②共通】。													
安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。													
耐震化	いずれの施設も耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。													
ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。													
長寿命化、統合・廃止、官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園は、『稲沢市立保育園再編計画(個別施設計画)』に基づき、集約化・民営化等に向け検討します。なお、法立・三宅・六輪保育園については認定こども園として統合し、奥田保育園については廃止の上、児童発達支援センターに切り替えます。また、現行体制を継続する園については、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図ります【①】。</li> <li>・幼児・児童施設は、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図るとともに、複合化についても検討します【②】。</li> </ul>													

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(4) 学校教育施設（施設数：38 施設 479 棟 延床面積：217,357.29 ㎡）

構 造		経 過 年 数	
鉄筋コンクリート造	221 棟(198,390.52 ㎡)	10 年未満	21 棟(11,871.54 ㎡)
鉄骨コンクリート造	3 棟(2,719.44 ㎡)	10～19 年	25 棟(14,048.57 ㎡)
鉄骨鉄筋コンクリート造	1 棟(1,250.46 ㎡)	20～29 年	46 棟(16,222.52 ㎡)
鉄骨造	96 棟(5,965.91 ㎡)	30～39 年	133 棟(43,380.59 ㎡)
軽量鉄骨造	8 棟(1,282.93 ㎡)	40 年以上	254 棟(131,834.07 ㎡)
アルミニウム造	2 棟(18.03 ㎡)		
コンクリートブロック造	146 棟(4,821.43 ㎡)		
その他	2 棟(2,908.57 ㎡)		

現 状	①学校	<p>小学校 23 校、中学校 9 校があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 40 年から 50 年代にかけての児童生徒数の増加時には、多くの学校が分離して新設校が整備されました。</li> <li>・全ての学校の校舎棟、屋内運動場について耐震基準を満たしています。</li> <li>・ガラスの飛散防止、トイレの洋式化、天井・照明等落下防止など施設整備を進めていますが、延床面積の約 81%が建築後 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>・少子化が急速に進む本市における近未来社会を予想し、学校教育に関わる様々な条件を冷静に分析したとき、学校再編、校区再編等は避けて通れない課題です。</li> </ul>
	②その他教育施設	<p>学校給食調理場、学校給食センター等があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父江町学校給食センターは、建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。</li> <li>・稲沢東部学校給食調理場は 2016（平成 28）年 4 月から、平和町学校給食調理場は 2017（平成 29）年 4 月から稼働しており、現行の「学校給食衛生管理基準」に基づいて整備されています。</li> <li>・単独調理場も概ね建築後 30 年以上経過しており、総じて老朽化が進んでいます。祖父江町学校給食センターも含め、将来の児童・生徒数を考慮しつつ、高水準の衛生管理と、効率的な給食の提供に向けて、計画的に新規施設整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

基 本 方 針	点検・診断等	<p>文部科学省の「学校設置者のための維持管理手引」（2016（平成 28）年 3 月）等を参考に、適正に点検・診断等を実施します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します【①②共通】。</p>
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築年度や児童生徒数の減少等の学校を取り巻く環境の変化に即した校舎等の改修計画を策定し、適正な施設の更新に努めます【①】。</li> <li>・適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【②】。</li> </ul>
	安全確保	<p>点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。</p>
	耐震化	<p>耐震診断や耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します【②】。</p> <p>※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討</p>
	ユニバーサルデザイン化	<p>施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</p>

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

基本方針	<p>長寿命化、統合・廃止、官民連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に老朽化が進んでおり、施設の利用状況やニーズ、更新費用などに基づき、施設のあり方について、引き続き検討します【②】。</li> <li>・G I G Aスクールなど学校を取り巻く環境は大きく変化しており、老朽化した校舎を有する学校の建替えを検討する際には、新しい時代の学びに対応した学校施設のあり方について、国の動向を参考に検討します。 また、『稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿』（2014（平成26）年5月）を指針として、学校規模の標準規模化を図るため、学校再編、校区再編も視野に入れて検討します。 将来的な児童・生徒数及び学級数の減少を踏まえ、施設規模に余裕がある学校については、一部校舎の用途廃止や減築などの検討を行っていくものとします。 将来的な更なる児童・生徒数及び学級数の減少により、標準規模の維持が困難な状況となった場合には、統廃合等の検討を行っていくものとします。 建替えの際には、他施設との複合化も検討します【①】。</li> <li>・給食施設については、『稲沢市給食基本計画』に基づき、市全体として親子・センター方式への移行を図るとともに、将来的には4つの給食施設により効率的な給食の提供を可能とすべく、施設整備を推進します【②】。</li> </ul>
------	------------------------	--

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (5) 市民文化系施設 (施設数：11 施設 39 棟 延床面積：22,136.91 ㎡)

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	10 棟(8,136.10 ㎡)	10 年未満	10 棟(2,900.17 ㎡)
鉄骨鉄筋コンクリート造	3 棟(12,564.87 ㎡)	10～19 年	1 棟(45.57 ㎡)
鉄骨造	16 棟(1,191.02 ㎡)	20～29 年	13 棟(11,379.88 ㎡)
軽量鉄骨造	3 棟(128.49 ㎡)	30～39 年	6 棟(2,891.50 ㎡)
アルミニウム造	4 棟(60.73 ㎡)	40 年以上	9 棟(4,919.79 ㎡)
コンクリートブロック造	3 棟(55.70 ㎡)		

現 状	<p>①文化施設 市民会館、総合文化センターがあります。 ・市民会館は、年間 20 万人以上の方が利用する本市の文化振興の拠点施設で、指定管理者制度を導入しています。 ・総合文化センターは、UR（都市再生機構）との共有で、地下 1～地上 3 階が文化センター、地上 4～13 階が UR の賃貸住宅となっています。建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。</p> <p>②集会施設 公民館、祖父江生涯学習センター、平和町農村環境改善センターがあります。 ・7 公民館のうち 6 施設は市民センターとの複合施設で、残りの 1 施設（稲沢東公民館）は指定管理者制度を導入しています。 ・祖父江生涯学習センターは、祖父江町勤労青少年ホームにおける公民館的利活用の機能と、祖父江町郷土資料館における郷土資料の展示スペースを備えた施設として整備され、2021（令和 3）年 4 月から開設しています。また、施設内にはシルバー人材センター祖父江支所の事務室が設置されています。 ・平和町農村環境改善センターは多目的な利用がされている施設で、指定管理者制度を導入しています。建築後 30 年以上が経過しており、2015（平成 27）年度に、受変電設備やトイレ改修、屋外スロープの設置等の整備を行っています。 ・平和町コミュニティ会館は 2016（平成 28）年度をもって、稲沢勤労青少年ホームは 2018（平成 30）年度中に、祖父江町勤労青少年ホーム及び働く婦人の家は 2020（令和 2）年度をもって廃止しました。</p>	
	基 本 方 針	<p>点検・診断等 定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します【①②共通】。</p> <p>維持管理・修繕・更新等 適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます【①②共通】。</p> <p>安全確保 点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。</p> <p>耐震化 耐震改修が不十分である施設については、速やかに方向性を検討します【①】。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討</p> <p>ユニバーサルデザイン化 施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</p> <p>長寿命化、統合・廃止、官民連携 ・全体的に老朽化が進んでおり、施設の利用状況やニーズ、更新費用などに基づき、施設のあり方について、引き続き検討します【①②】。 ・総合文化センターは、建物全体に老朽化が特に進んでいるため、UR 都市機構所有の住宅部分と併せ、建物を解体し、UR 都市機構所有の土地を購入します。跡地利用については、官民連携手法による整備を前提に検討を進めます【①】。 ・平和町農村環境改善センターは、施設の利用状況やニーズ、更新費用のほか、近隣施設の状況等も踏まえ、複合化も視野にあり方を検討します【②】。</p>

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (6) 産業系施設（施設数：2施設 6棟 延床面積：4,743.74㎡）

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	1棟(1,325.41㎡)	10年未満	0棟
鉄骨鉄筋コンクリート造	1棟(3,326.71㎡)	10～19年	0棟
鉄骨造	2棟(30.36㎡)	20～29年	0棟
コンクリートブロック造	2棟(61.26㎡)	30～39年	0棟
		40年以上	6棟(4,743.74㎡)
現状	<p>産業系施設として、産業会館と勤労福祉会館があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設とも指定管理者制度を導入しています。また、耐震基準を満たしていますが、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>・勤労福祉会館は、総合体育館に隣接しており、多目的な利用が可能な施設です。宿泊サービスは、2014（平成26）年度をもって廃止しました。</li> </ul>		
基本方針	点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。	
	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。	
	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます。	
	耐震化	両施設とも耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。	
	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	
長寿命化、統合・廃止、官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業会館は、建物全体に老朽化が特に進んでいるため、他施設の改修等整備の影響による貸館機能の不足状況を鑑みつつ、施設の廃止を検討します。</li> <li>・勤労福祉会館は、施設の利用状況やニーズ、更新費用のほか、近隣施設の状況等も踏まえ、施設のあり方について、引き続き検討します。</li> </ul>		

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (7) 社会教育系施設（施設数：5 施設 14 棟 延床面積：10,186.53 ㎡）

構 造		経 過 年 数	
鉄筋コンクリート造	5 棟(4,725.32 ㎡)	10 年未満	1 棟(437.50 ㎡)
鉄骨鉄筋コンクリート造	1 棟(4,967.85 ㎡)	10～19 年	1 棟(4,967.85 ㎡)
鉄骨造	4 棟(159.38 ㎡)	20～29 年	6 棟(2,623.16 ㎡)
アルミニウム造	1 棟(7.20 ㎡)	30～39 年	4 棟(1,844.52 ㎡)
コンクリートブロック造	1 棟(13.28 ㎡)	40 年以上	2 棟(313.50 ㎡)
木造	2 棟(313.50 ㎡)		
現 状	<p>①図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館は 2006（平成 18）年に整備された施設で、市民会館に隣接しています。年間利用者は、20 万人超です。</li> <li>・祖父江の森図書館は 1994（平成 6）年に整備された施設で、年間利用者数は 5 万人弱です。視聴覚室、会議室、和室を有しますが、利用は月 5 回程度にとどまっています。</li> <li>・平和町図書館は、1986（昭和 61）年に整備された施設で、年間利用者数は 5 万人弱です。建物の 2 階部分が図書館となっていますが、エレベーターがなく、バリアフリー化されていない状況です。</li> </ul> <p>②博物館等</p> <p>荻須記念美術館と中高記念館があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荻須記念美術館の本館は 1983（昭和 58）年に開館し、建築後 30 年以上が経過しています。荻須高德画伯のアトリエを再現した建物は 1996（平成 8）年に、収蔵庫は 2016（平成 28）年に整備しました。</li> <li>・中高記念館は、「稲沢の文化財展」に合わせて公開しています。また、耐震診断や耐震改修が未実施の状況です。</li> <li>・祖父江町郷土資料館は、2020（令和 2）年度をもって廃止しました。</li> </ul>		
	基 本 方 針	点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。
	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。	
	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます【①②共通】。	
	耐震化	耐震診断や耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します【②】。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討	
	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	
	長寿命化、統合・廃止、官民連携	全体的に老朽化が進んでおり、施設の利用状況やニーズ、更新費用などに基づき、施設のあり方について、引き続き検討します【①②】。	

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (8) スポーツ系施設（施設数：19 施設 35 棟 延床面積：24,387.12 ㎡）

構 造		経 過 年 数													
鉄筋コンクリート造	15 棟(8,311.20 ㎡)	10 年未満	3 棟(114.15 ㎡)												
鉄骨鉄筋コンクリート造	3 棟(13,664.93 ㎡)	10～19 年	3 棟(968.49 ㎡)												
鉄骨造	12 棟(2,180.90 ㎡)	20～29 年	6 棟(4,013.85 ㎡)												
軽量鉄骨造	2 棟(46.10 ㎡)	30～39 年	10 棟(3,013.58 ㎡)												
コンクリートブロック造	1 棟(8.86 ㎡)	40 年以上	13 棟(16,277.05 ㎡)												
木造	2 棟(175.13 ㎡)														
現 状	<p>総合体育館、体育館（祖父江町、平和町）、市営プール、市民球場等があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館、体育館（祖父江町、平和町）、祖父江の森（温水プール、テニスコート、多目的運動場）、市民球場等 15 の施設で指定管理者制度を導入しています。</li> <li>・延床面積の約 79%が、建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震診断や耐震改修が未実施の施設もある状況です。</li> <li>・井之口プール及び明治プールは 2017（平成 29）年度中に、相撲場は 2019（令和元）年度中に廃止しました。</li> </ul>														
	基 本 方 針	<table border="1"> <tr> <td>点検・診断等</td> <td>定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。</td> </tr> <tr> <td>維持管理・修繕・更新等</td> <td>適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。</td> </tr> <tr> <td>安全確保</td> <td>点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます。</td> </tr> <tr> <td>耐震化</td> <td>耐震診断や耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザイン化</td> <td>施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td>長寿命化、統合・廃止、官民連携</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に老朽化が進んでおり、施設の利用状況やニーズ、更新費用などに基づき、施設のあり方について、引き続き検討します。</li> <li>・祖父江の森は、民間へのアプローチを進めながら、今後のあり方を検討します。</li> </ul> </td> </tr> </table>			点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます。	耐震化	耐震診断や耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	長寿命化、統合・廃止、官民連携
点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。														
維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。														
安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます。														
耐震化	耐震診断や耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します。 ※統合・廃止（施設総量の適正化）の方針と合わせて検討														
ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。														
長寿命化、統合・廃止、官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に老朽化が進んでおり、施設の利用状況やニーズ、更新費用などに基づき、施設のあり方について、引き続き検討します。</li> <li>・祖父江の森は、民間へのアプローチを進めながら、今後のあり方を検討します。</li> </ul>														

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (9) 公営住宅（施設数：4 施設 35 棟 延床面積：24,345.60 m<sup>2</sup>）

構 造		経 過 年 数	
鉄筋コンクリート造	27 棟(23,587.73 m <sup>2</sup> )	10 年未満	0 棟
鉄骨造	6 棟(698.00 m <sup>2</sup> )	10～19 年	2 棟(6,164.63 m <sup>2</sup> )
コンクリートブロック造	1 棟(10.18 m <sup>2</sup> )	20～29 年	2 棟(230.40 m <sup>2</sup> )
木造	1 棟(49.69 m <sup>2</sup> )	30～39 年	0 棟
		40 年以上	31 棟(17,950.57 m <sup>2</sup> )
現 状	①西島住宅(1)（鉄筋コンクリート造 10 階建（一部 9 階建）） ②西島住宅(2)（12～22 号棟：簡易耐火構造 2 階建 23・24 号棟：鉄筋コンクリート造 4 階建） ③堀田団地（簡易耐火構造 2 階建） ④矢合団地（中層耐火構造 5 階建）があります。 ・いずれも耐震基準を満たしていますが、2008（平成 20）年に建築した西島団地 (1)以外の市営住宅は、建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいま す。		
	点検・診断等	定期的な点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。	
基 本 方 針	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。	
	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます。	
	耐震化	いずれの施設も耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。	
	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	
	長寿命化、統合・廃止、官民連携	公営住宅は、『稲沢市公営住宅等長寿命化計画』に基づき、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減を図ります。また、施設の利用状況やニーズ、更新費用などを踏まえ、施設のあり方について、引き続き検討します。	

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(10) 公園 (施設数 : 73 施設 86 棟 延床面積 : 1,014.74 m<sup>2</sup>)

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	47 棟(440.04 m <sup>2</sup> )	10 年未満	21 棟(433.41 m <sup>2</sup> )
鉄骨コンクリート造	3 棟(18.78 m <sup>2</sup> )	10~19 年	31 棟(239.15 m <sup>2</sup> )
鉄骨鉄筋コンクリート造	2 棟(11.22 m <sup>2</sup> )	20~29 年	22 棟(221.57 m <sup>2</sup> )
鉄骨造	19 棟(368.22 m <sup>2</sup> )	30~39 年	8 棟(100.86 m <sup>2</sup> )
アルミニウム造	2 棟(15.30 m <sup>2</sup> )	40 年以上	4 棟(19.75 m <sup>2</sup> )
コンクリートブロック造	5 棟(25.15 m <sup>2</sup> )		
木造	7 棟(132.31 m <sup>2</sup> )		
その他	1 棟(3.72 m <sup>2</sup> )		
現 状	<p>トイレ等の建物を有する公園が 73 施設あります。内訳としては、都市公園が 50 施設、児童遊園が 18 施設、歴史公園が 3 施設、その他が 2 施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このうち、設置から 30 年以上経過する建物を有する公園は、都市公園で 3 施設、児童遊園で 5 施設、歴史公園で 2 施設あります。</li> <li>都市公園は、36 施設において、地元の団体等に清掃活動等を行っていただいています。</li> <li>歴史公園の清掃等については、大塚性海寺歴史公園をシルバー人材センターに、赤染衛門歌碑公園を稲沢短歌会に、美濃路稲葉宿本陣跡ひろばを稲沢商店街振興組合にそれぞれ管理していただいています。</li> </ul>		
基 本 方 針	点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。	
	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施や、引き続き地元の団体等による協力をいただきながら、計画的な維持管理・修繕・更新等に努めます。	
	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じます。	
	耐震化	耐震診断、耐震改修の対象となる施設はありません。	
	ユニバーサルデザイン化	公園の便所について、改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	
	長寿命化、統合・廃止、官民連携	公園(便所、倉庫等)は、施設の状況を把握しながら修繕等を実施します。	

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(11) 供給処理施設 (施設数：2 施設 21 棟 延床面積：17,023.60 m<sup>2</sup>)

構造		経過年数												
鉄筋コンクリート造	8 棟(2,473.45 m <sup>2</sup> )	10 年未満	0 棟											
鉄骨鉄筋コンクリート造	2 棟(14,094.75 m <sup>2</sup> )	10～19 年	0 棟											
鉄骨造	8 棟(385.80 m <sup>2</sup> )	20～29 年	5 棟(13,438.67 m <sup>2</sup> )											
木造	3 棟(69.60 m <sup>2</sup> )	30～39 年	0 棟											
		40 年以上	16 棟(3,584.93 m <sup>2</sup> )											
現 状	<p>環境センターと平和浄化センターがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境センターのごみ処理施設は、2000（平成 12）年 3 月に整備された建物で、耐用年数を 20 年から 30 年に延ばす延命化工事を、2013（平成 25）年度から 3 か年で実施しました。また、2019（令和元）年度から 2020（令和 2）年度にかけて、火災により焼損した建屋及び破砕処理施設の復旧工事を実施しました。</li> <li>平和浄化センターは建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震診断や耐震改修が未実施の状況です。</li> </ul>													
	基本方針	<table border="1"> <tr> <td>点検・診断等</td> <td>定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。</td> </tr> <tr> <td>維持管理・修繕・更新等</td> <td>適切な点検や診断の実施により、対処療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。</td> </tr> <tr> <td>安全確保</td> <td>点検・診断等の結果から異常が認められた場合は、早期に修繕、改修などの対策を講じます。</td> </tr> <tr> <td>耐震化</td> <td>平和浄化センターについて、統合・廃止（施設総量の適正化）の方針に沿って検討します。</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザイン化</td> <td>施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td>長寿命化、統合・廃止、官民連携</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平和浄化センターは、下水道施設へ接続し、不要な設備を除却することで、更新費用及び維持管理費用の削減を図ります。</li> <li>環境センターのごみ処理施設は、延命化工事を実施したものの、耐用年数が近づいているため、広域化も含め、施設のあり方について検討します。</li> </ul> </td> </tr> </table>		点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対処療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められた場合は、早期に修繕、改修などの対策を講じます。	耐震化	平和浄化センターについて、統合・廃止（施設総量の適正化）の方針に沿って検討します。	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	長寿命化、統合・廃止、官民連携
点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。													
維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対処療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。													
安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められた場合は、早期に修繕、改修などの対策を講じます。													
耐震化	平和浄化センターについて、統合・廃止（施設総量の適正化）の方針に沿って検討します。													
ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。													
長寿命化、統合・廃止、官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和浄化センターは、下水道施設へ接続し、不要な設備を除却することで、更新費用及び維持管理費用の削減を図ります。</li> <li>環境センターのごみ処理施設は、延命化工事を実施したものの、耐用年数が近づいているため、広域化も含め、施設のあり方について検討します。</li> </ul>													

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(12) その他(施設数: 39 施設 66 棟 延床面積: 12,852.09 m<sup>2</sup>)

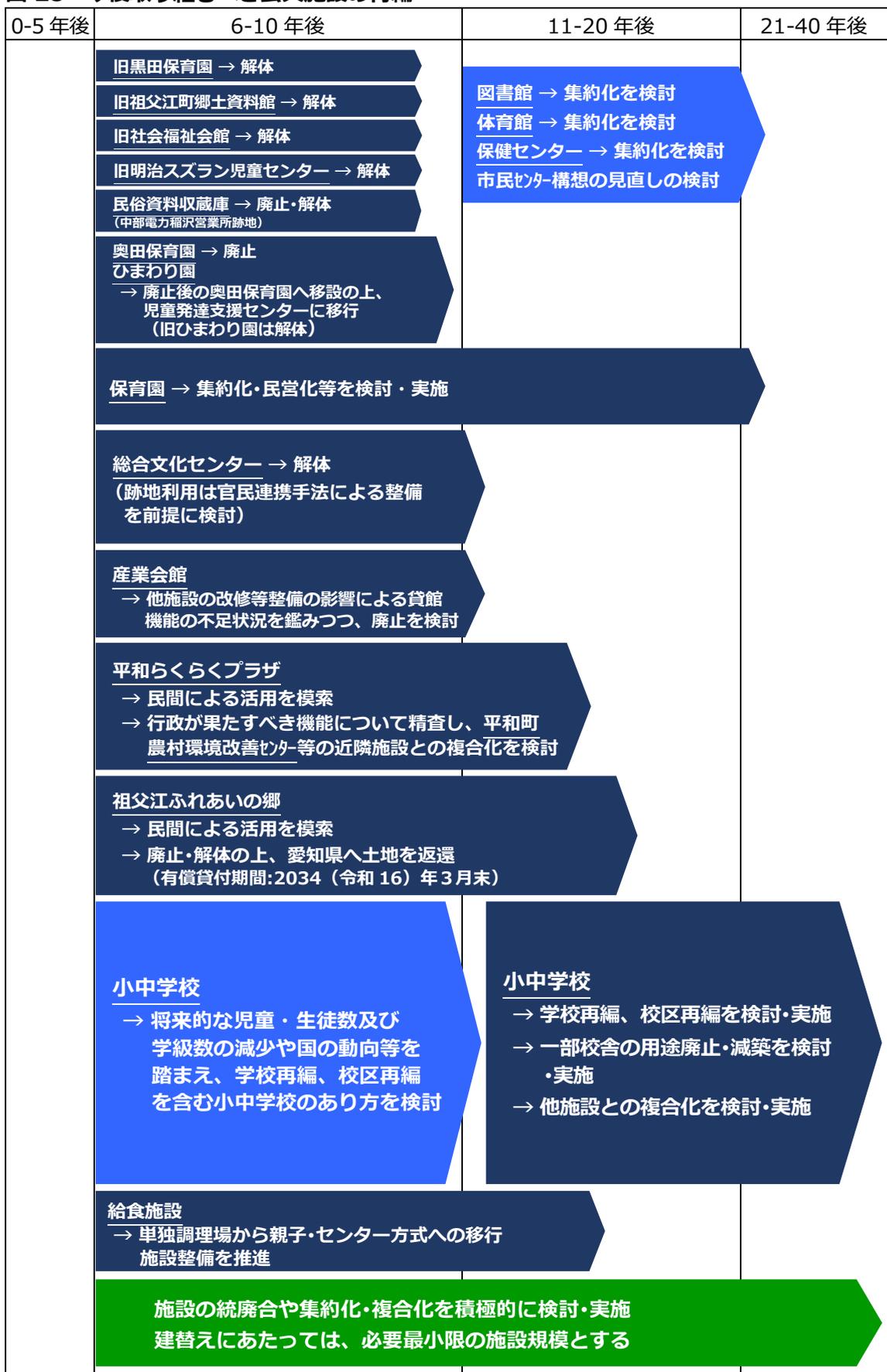
構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	27 棟(9,579.37 m <sup>2</sup> )	10 年未満	6 棟(197.77 m <sup>2</sup> )
鉄骨造	28 棟(2,711.68 m <sup>2</sup> )	10~19 年	2 棟(286.50 m <sup>2</sup> )
軽量鉄骨造	2 棟(34.01 m <sup>2</sup> )	20~29 年	11 棟(1,913.72 m <sup>2</sup> )
コンクリートブロック造	2 棟(17.84 m <sup>2</sup> )	30~39 年	19 棟(4,149.18 m <sup>2</sup> )
木造	6 棟(492.19 m <sup>2</sup> )	40 年以上	27 棟(6,287.92 m <sup>2</sup> )
その他	1 棟(17.00 m <sup>2</sup> )	建築年度不明	1 棟(17.00 m <sup>2</sup> )
現 状	<p>祖父江斎場、稲沢駅東西自由通路、防災倉庫、排水機場等があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>祖父江斎場は建築後 40 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。6 棟のうち 2 棟においては耐震診断や耐震改修が未実施の状況です。また、集塵装置がなく、利用者のプライバシーに配慮した待合室の整備といった機能向上が必要であるなど、周辺地域や利用者のニーズに合致した対応が求められます。さらに、2021(令和3)年6月から、清須市内において新たに五条川斎苑が供用開始されたため、施設の利用需要の変化に注視する必要があります。指定管理者制度を導入しています。</li> <li>稲沢駅東西自由通路は、2000(平成12)年の供用開始から 20 年以上が経過し、タイルの浮きや構造躯体の老朽化が進んでいます。通路部分については、鳩除けネットが設置してあり、点検を実施する際の支障となっています。</li> <li>市が管理する排水機場 10 施設のうち、建築後 30 年以上が経過している施設は 3 施設で、延床面積では約 71.6%になります。</li> </ul>		
	<p>定期的な点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。</p>		
基 本 方 針	点検・診断等	<p>定期的な点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。</p>	
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。</li> <li>祖父江斎場については、施設の利用需要の変化を注視しつつ、更新計画の検討を行います。</li> <li>排水機場については、県営事業を活用しながら施設の更新等を行います。</li> </ul>	
	安全確保	<p>点検・診断等の結果から異常が認められた場合は、早期に修繕、改修などの対策を講じます。</p>	
	耐震化	<p>耐震診断や耐震改修が未実施である施設については、速やかに方向性を検討します。 ※統合・廃止(施設総量の適正化)の方針と合わせて検討</p>	
	ユニバーサルデザイン化	<p>施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。</p>	
長寿命化、統合・廃止、官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>祖父江斎場は、築 45 年が経過し、建物全体に老朽化が特に進んでいるため、施設の利用需要を見定めるとともに、更新する場合には官民連携手法による整備を前提に検討を進めます。</li> <li>稲沢駅東西自由通路は、長寿命化修繕計画の策定や点検しやすい構造への改造を検討します。</li> <li>用途廃止され、現状、活用されていない施設については、建物の解体を前提にあり方を検討します。</li> <li>それ以外の施設は計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図ります。ただし、防災倉庫等の規模の小さい施設については、施設の状況を把握しながら修繕等を実施します。</li> </ul>		

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(13) 企業会計施設 (施設数: 2 施設 6 棟 延床面積: 28,553.85 m<sup>2</sup>)

構造		経過年数	
鉄筋コンクリート造	5 棟(27,792.44 m <sup>2</sup> )	10 年未満	5 棟(27,792.44 m <sup>2</sup> )
鉄骨鉄筋コンクリート造	1 棟(761.41 m <sup>2</sup> )	10～19 年	0 棟
		20～29 年	0 棟
		30～39 年	0 棟
		40 年以上	1 棟(761.41 m <sup>2</sup> )
現 状	<p>病院事業会計施設として市民病院、水道事業会計施設として上下水道庁舎があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民病院は、2014（平成 26）年 6 月完成の新しい施設です。</li> <li>・上下水道庁舎は、元は稲沢中島水道企業団の庁舎で 1974（昭和 49）年に整備され、石橋浄水場、石橋第二浄水場を併設しています。耐震補強工事により耐震基準を満たしています。</li> </ul>		
基 本 方 針	点検・診断等	定期的に点検・診断等を行い、その履歴を適切に管理します。その結果を蓄積し、計画的な修繕等に活用します。	
	維持管理・修繕・更新等	適切な点検や診断の実施により、対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。	
	安全確保	点検・診断等の結果から異常が認められた場合は、早期に修繕、改修などの対策を講じます。	
	耐震化	両施設とも耐震基準を満たしているため、耐震化は不要です。	
	ユニバーサルデザイン化	施設の改修や更新を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。	
	長寿命化、統合・廃止、官民連携	市民病院及び上下水道庁舎は、計画的に大規模改修等を実施し、更新費用の平準化を図ります。	

図 28 今後取り組むべき公共施設の再編



2017  
(平成 29)  
年度

2022  
(令和 4)  
年度

2027  
(令和 9)  
年度

2037  
(令和 19)  
年度

2056  
(令和 38)  
年度

2. インフラ資産

道路、橋りょう、上水道、下水道等があります。

インフラ資産については、総量を縮減していくことは困難であり、管理の方法も公共施設とは異なり、それぞれの構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う中で、安全確保、耐震化、長寿命化に努めます。このことを踏まえ、現状と基本方針を記載します。

(1) 道路

概要			施設等
区分	実延長	道路面積 道路部	道路照明：2,790 基
1 級	110,847m	1,126,480 m <sup>2</sup>	道路案内標識：7 基
2 級	84,004m	584,222 m <sup>2</sup>	道路の改良率：57.5% 改良済 989,570m 未改良 730,063m
その他	1,524,782m	6,467,148 m <sup>2</sup>	
計	1,719,633m	8,177,850 m <sup>2</sup>	横断施設：6 施設

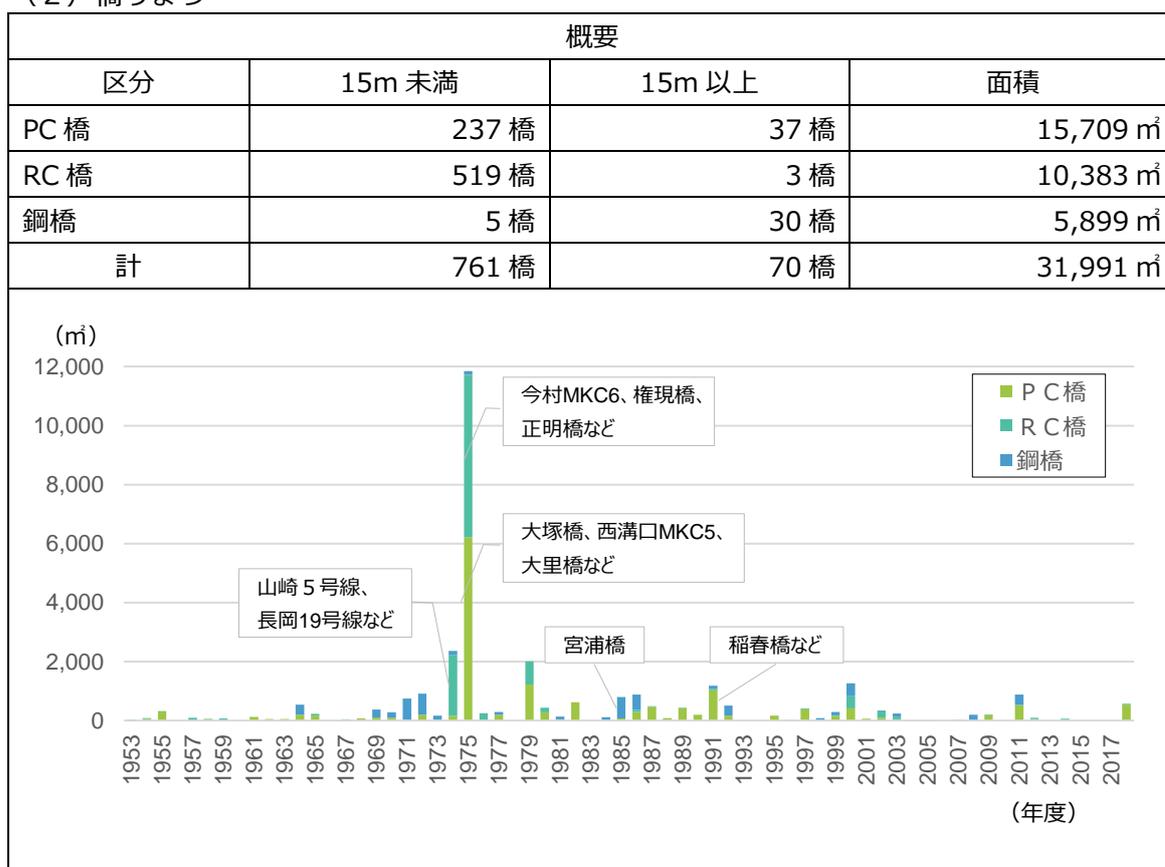
<p>【実延長】</p> <table border="1"> <caption>【実延長】の割合</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>88.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割合	1 級	6.4%	2 級	4.9%	その他	88.7%	<p>【道路面積 道路部】</p> <table border="1"> <caption>【道路面積 道路部】の割合</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>79.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割合	1 級	13.8%	2 級	7.1%	その他	79.1%
区分	割合																
1 級	6.4%																
2 級	4.9%																
その他	88.7%																
区分	割合																
1 級	13.8%																
2 級	7.1%																
その他	79.1%																

出典：道路台帳

<p>【現状】</p> <p>市の全域にわたって整備されていることから、個々の状況把握が困難であり、職員による巡視や市民からの通報等により現地確認し、その都度修繕を実施しています。</p>
<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2013（平成 25）年 9 月施行の改正道路法を遵守し、予防保全の観点から踏まえた点検を含む維持、修繕の実施により適切な維持管理に努めます。特に、幹線道路や緊急輸送道路については、優先的に整備します。</li> <li>・ 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な点検を行い、変状を把握し修繕を行うことにより適切な施設管理に努めます。</li> </ul>

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (2) 橋りょう



出典：橋梁台帳

#### 【現状】

1970年代に集中的に整備されたものが多く、建築後40年以上が経過することから、今後、大規模改修や更新等の費用が増加することが見込まれます。

#### 【基本方針】

橋りょうの安全性・信頼性を確保するため、2014（平成26）年7月施行の国土交通省令・告示を遵守し、5年ごとに近接目視での点検を行うとともに、『橋梁長寿命化修繕計画』（2017（平成29）年3月）に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (3) 上水道

<b>【施設等】</b> 上水道管：1,009,807m 浄水場：2 施設、配水場：1 施設 普及率 99.9%（2020（令和 2）年度末現在）
<b>【現状】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・2016（平成 28）年度から基幹管路及び重要主要支線管路の耐震化を進めており、2026（令和 8）年度に完了予定です。</li><li>・その他の管路は老朽管更新計画に基づき、2018（平成 30）年度から計画的に更新しています。布設替時に長寿命の管種を積極的に採用するなど、100 年管網の構築を目指して老朽管を更新しています。</li><li>・石橋浄水場は 3 号・4 号配水池及び着水井の築造工事が 2013（平成 25）年度に、1 号・2 号配水池及び配水ポンプ棟の築造工事が 2016（平成 28）年度に完成しました。</li><li>・石橋第 2 浄水場は管理本館の耐震化が 2020（令和 2）年度に完了しました。5 号・6 号・7 号配水池の耐震化は 2023（令和 5）年度までに完了予定です。</li><li>・祖父江配水場は 2016（平成 28）年度までに、配水池、管理棟等の耐震化が完了しています。</li></ul>
<b>【基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「安全」「持続」「強靱」の 3 つの観点から水道事業の将来像を具現化するため、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までを計画期間とする『第 2 期稲沢市水道ビジョン』及び『アセットマネジメント』を策定しました。これに基づき、耐震化対策・老朽化対策を進めるとともに、健全かつ安定的な事業運営を目指します。</li></ul>

### (4) 下水道

<b>【施設等】</b> 公共下水道管：308,623m 農業集落排水施設：10 施設、平六コミプラ浄化センター 普及率 50.7%（2020（令和 2）年度末現在）
<b>【現状】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共下水道については、1991（平成 3）年から継続して整備を行っていますが、施設の法定耐用年数は 50 年であるため、喫緊での大規模な更新は発生しない見込みです。</li><li>・農業集落排水施設については、10 施設のうち 9 施設が建設から 20 年以上経過しているため、今後、大規模な改修や更新が必要になると考えられます。また、施設の長寿命化や耐震化についても、今後実施していく必要があります。</li><li>・平六コミプラ浄化センターは、1999（平成 11）年に建設された比較的新しい施設であり、大規模改修は発生していない状況ですが、施設の長寿命化や耐震化については、今後実施する必要があります。</li></ul>
<b>【基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後の施設整備については、『稲沢市污水適正処理構想』（2016（平成 28）年 2 月）に基づき、経済的かつ計画的に進めます。</li><li>・施設の長寿命化や耐震化は、優先度を見定めた上で、計画的に実施します。</li></ul>

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### (5) 河川

<b>【概要】</b> 準用河川：8河川（7,020m）
<b>【現状】</b> 河川台帳により適切な維持管理に努めていますが、河川台帳が未整備の河川があります。
<b>【基本方針】</b> 整備されていない河川台帳の整備を行うとともに、国、県の点検要領を参考に、施設の異常、損傷などの早期発見に努め、引き続き安全性の確保に努めます。

### (6) 雨水貯留施設

<b>【施設】</b> 調整池：21施設（69,352 m <sup>3</sup> ）
<b>【現状】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定場所において、台風やゲリラ豪雨による冠水被害が発生しています。</li><li>・施設としては、比較的新しい施設が多く、直ちに大規模修繕や更新等を行う必要はありません。</li></ul>
<b>【基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・冠水被害を軽減するための施設について、必要に応じて関係機関と協議しながら整備を進めます。</li><li>・定期的な点検等によりポンプ等の適切な維持管理に努めます。</li></ul>

### (7) 消防水利

<b>【施設】</b> 防火水槽：436基（うち耐震性貯水槽 267基）、防火井戸：56基
<b>【現状】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震性を有していない防火水槽は、震災時には破損・亀裂により漏水し、消防水利として機能しない可能性があります。</li><li>・防火井戸は、震災により崩落し、応急対策への障害や落下事故発生の危険があります。</li></ul>
<b>【基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・防火水槽については、震災時による亀裂・破損時でも漏水しないよう、計画的な漏水防止対策に努めます。また、道路下の防火水槽のうち耐震性を有しないものは、漏水防止対策と同時に耐震補強を行います。</li><li>・防火井戸については、増水時にふたが浮くなど危険であるため、計画的に撤去します。</li><li>・震災時の樹木や建物等の倒壊による影響を避けるため、行政区や密集地の外周に新たに耐震性貯水槽を設置します。</li></ul>

(8) その他

<p>【施設】 雨水管：15,786m、水路：892,068m</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・雨水管については、整備後 30 年以上経過した管は全体の約 15%という状況です。</li><li>・水路については、台帳が整備されていますが、市が管理するものとそれ以外の区分けがされていない状況です。</li></ul>
<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・雨水管については、適正な維持・更新に努めます。</li><li>・水路については、市が管理するものとそれ以外とで区分けし、施設の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう適切に対応します。</li></ul>

## 第6章 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画に基づき、本市の公共施設等のマネジメントを計画的かつ円滑に推進します。

### (1) 全庁的な体制の構築

市長を筆頭とする庁内の推進組織を中心に検討を進め、各公共施設等の所管課と連携しながら、公共施設等の質及び量の適正化に全庁的に取り組みます。

### (2) 今後の取組み

計画期間中の主な取組みとしては、国等の指針に基づく個別施設計画の策定・実施、計画に沿った修繕・更新等の実施、統合・廃止による施設総量の適正化、「受益者負担の原則」に基づいた使用料・手数料の適正化等があります。

これらの取組みを推進するためには、公共施設等の現状と課題について、市民と行政とで共通認識を持つことが必要です。その上で、将来を見据え、行政が提供するべき公共施設等の役割・機能は何かについて幅広く議論し、合意形成を図りながら、一つ一つ進めていきます。

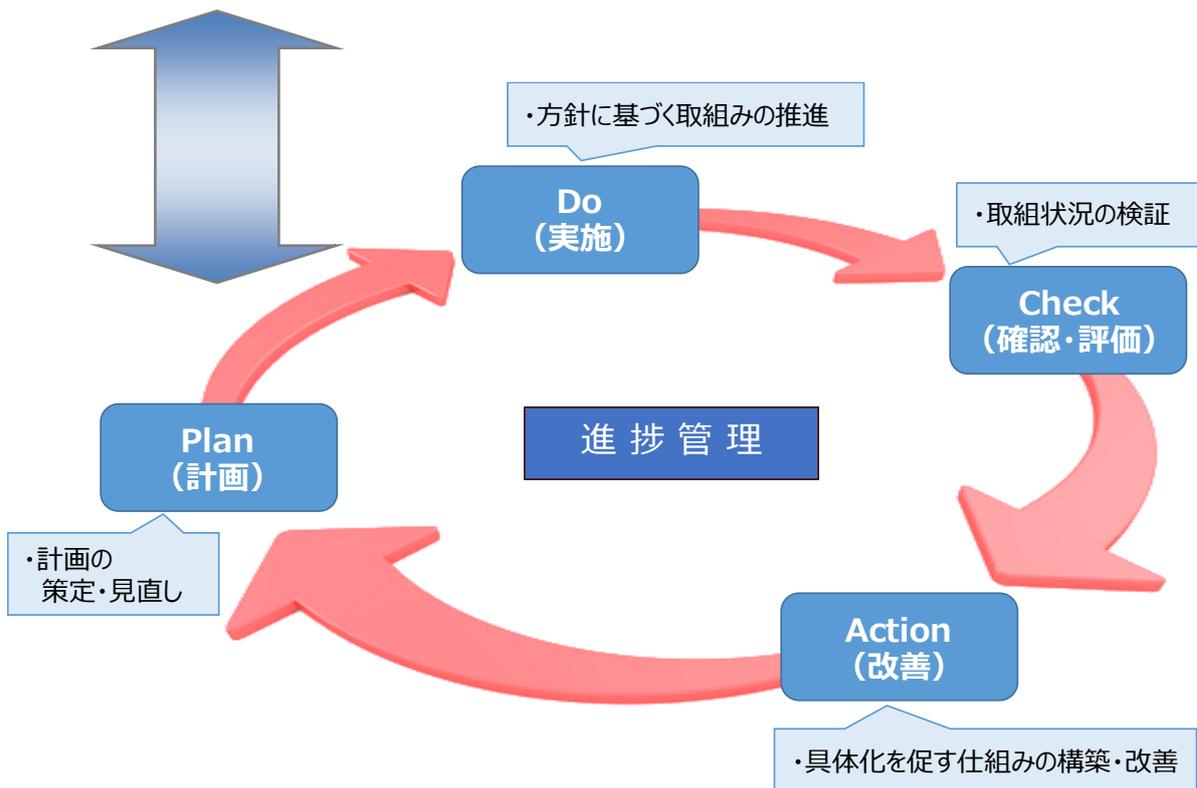
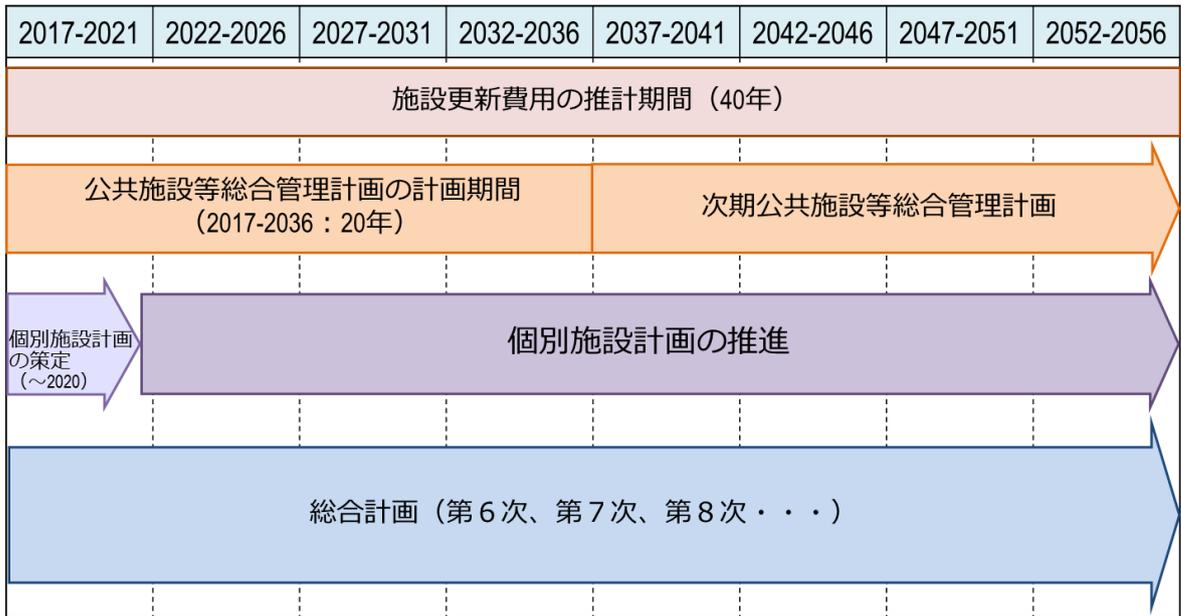
### (3) 進捗管理の実施

「施設類型ごとの管理に関する基本方針」に基づき、個別施設ごとの取組状況を検証し、必要な時期に必要な行動の事業化を促す仕組みを構築します。

具体的には、市の最上位計画である総合計画で「公共施設の再編・適正化の推進」を位置付け、アクションプランである推進計画において、いわゆる PDCA のマネジメントサイクルに沿った進捗管理を毎年度行います。

取組みの進捗状況を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じ、計画の見直しを実施していきます（図 28）。

図 29 進捗管理（PDCAマネジメントサイクル）





稲沢市公共施設等総合管理計画

2017(平成 29)年3月策定

2022(令和4)年3月改訂

発 行 稲沢市

編 集 稲沢市市長公室企画政策課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1

TEL 0587-32-1139

FAX 0587-23-1489

ホームページ <http://www.city.inazawa.aichi.jp>